令和７年玉村町議会第２回定例会会議録第２号

令和７年６月３日（火曜日）

議事日程　第２号

令和７年６月３日（火曜日）午前９時開議

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２人）

１番	羽鳥光博君	２番	堀越真由子君
３番	松本幸喜君	４番	笠原則孝君
５番	小林一幸君	６番	月田　均君
７番	備前島久仁子君	８番	三友美惠子君
９番	髙橋茂樹君	１０番	浅見武志君
１２番	新井賢次君	１３番	石内國雄君

欠席議員　なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	鈴木寛史君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	関根伸行君	税務課長	貫井利行君
健康福祉課長	岡田寛子君	子ども育成課長	今井理恵子君
住民課長	丸山智志君	環境安全課長	齋藤　博君
経済産業課長	平野敏行君	都市建設課長	原田英樹君
上下水道課長	上村明弘君	会計管理者 兼会計課長	関根聡子君
学校教育課長	青木栄二君	生涯学習課長	畑中哲哉君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋藤　恭	局長補佐	萩原　穣
庶務係兼 議事調査係	飯田麻友		

○開　　議

午前９時開議

◇議長（石内國雄君）　着席願います。おはようございます。ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第１　一般質問

◇議長（石内國雄君）　日程第１、一般質問を行います。

２日に引き続き、順次発言を許します。

初めに、２番堀越真由子議員の発言を許します。

〔２番　堀越真由子君登壇〕

◇２番（堀越真由子君）　議席番号２番堀越真由子です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

１番、地域猫活動推進のための行政支援について。飼い主のいない猫による問題を地域コミュニティーの課題として捉え直し、猫の愛護からの視点だけでなく、地域全体で合理的な対策を講じることが求められています。地域猫活動は、野良猫を一代限りの命として地域で見守り、避妊去勢手術等により個体数を減らし、住みよい地域社会を目指す取組です。以下の点について、町の考えを伺います。

１、野良猫の避妊去勢手術を推進するための行政チケットの導入。

２、野良猫に関する町民からの苦情、相談の内容と町の対応は。

２番、地域猫ボランティア活動を行う住民と町との連携について。地域猫に関心がある住民向けに、専門の講師を招いた勉強会の開催や地域猫を見守るためのボランティアの募集、育成を行う考えはありますか。

３番、公平な補助金情報提供の推進について。令和７年３月補正予算で導入された玉村町緊急防犯対策機器設置事業補助金は、国の補助金を活用した迅速な取組として住民から高く評価されています。一方で、広報がホームページ、メール、ＬＩＮＥ等のデジタル媒体に限定され、インターネット環境のない住民からは不平等であるとの声が寄せられています。公平な行政サービス提供の観点から、以下の点について伺います。

１、情報格差解消のため、デジタル媒体だけでなく、町広報誌への事前掲載を行う考えはありますか。

２、玉村町緊急防犯対策機器設置事業補助金の継続性について、本事業は短期間で定員枠が満了し、住民の防犯意識の高さとニーズの強さを示しています。今後継続的または新たな形で補助金を支給する考えはありますか。

４番、５歳児健診の導入における課題と対応について。国は、２０２８年までに全国の自治体に５歳

児健診の導入を推進しています。５歳児は、社会性やコミュニケーション能力が発達する時期であり、発達の特性を把握するのに適したタイミングとされており、大分県竹田市では５歳児健診の導入をし、適切な支援を行うことで通常学級への適応率が向上したと報告されています。そこで、以下の点について伺います。

１、児童の特性を早期に発見し、適切な支援を行う必要がある一方、専門医の不足や費用、時間がかかるなどの課題があります。町は、５歳児健診の導入についてどのように考えていますか。

２、発達に特性のある子供への適切な支援や診断を受けた保護者の心理的負担へのサポート体制が重要です。のびやか発達相談や通級教室でサポートを行っていると伺っていますが、通級教室では２から３か月、待ち時間があるとの声が寄せられています。長期にわたる待ち時間がある理由と、支援体制の課題及びその改善策について伺います。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　おはようございます。それでは、堀越真由子議員のご質問にお答えします。

まず初めに、地域猫活動推進のための行政支援についてお答えします。まず、１点目の、野良猫の避妊去勢手術を推進するための行政チケットの導入についてですが、行政チケットとは、公益財団法人どうぶつ基金が、避妊去勢手術費用を全額負担する、さくらねこ無料不妊手術事業のこととしてお答えします。さくらねこ無料不妊手術事業を利用して無料不妊手術を受けるためには、公益財団法人どうぶつ基金が発行する無料不妊手術チケットが必要となります。無料チケットには、行政に配分される行政枠チケットがありますが、行政枠チケットの配分を受けるためには、町がこの事業に登録して、登録行政となる必要があります。また、さくらねこ無料不妊手術事業には、団体枠と一般枠があり、ボランティア団体や個人でも無料不妊手術チケットに応募することができます。

議員のおっしゃるとおり、この無料不妊手術チケットが使えれば、飼い主のいない猫を一代限りで見守ることもでき、飼い主のいない猫の個体数も減ることが期待されます。さくらねこ無料不妊手術事業の行政枠登録につきましては、既に登録されている自治体への事務量などの調査研究を今後行っていきたいと考えております。

次に、２点目の野良猫に関する町民からの苦情・相談の内容と、町の対応についてですが、苦情・相談につきましては、猫が庭にふんをしている、猫がごみステーションを荒らしている、が多くを占めています。町の対応としましては、マナーを守った飼い方の啓発を行っております。内容としましては、交通事故や病気の感染から守るためにも屋内飼育を勧めたり、望まない出産を減らし、捨て猫の発生を防止するために避妊去勢手術を勧めたり、責任を持って最後まで面倒を見る等の啓発を行うとともに、群馬県の動物愛護センターとも連携を取りながら対応に当たっております。

次に、地域猫ボランティア活動を行う住民と町との連携についてお答えいたします。地域猫に関心

のある住民向けに専門講師を招いた勉強会の開催や、地域猫を見守るためのボランティアの募集、育成を行う考えはあるのかについてですが、現時点で、町として専門講師を招いた勉強会の開催や、地域猫を見守るためのボランティアの募集、育成を行う予定はありませんが、先ほどもお答えいたしましたさくらねこ無料不妊手術事業の行政枠登録の研究と同時に、勉強会を開催している自治体や、行政がボランティアを募集している自治体への聞き取り調査等の研究を行ってまいります。

なお、他の団体が行う勉強会の案内を住民にお知らせすることについては、可能な限り協力していきたいと考えております。

次に、公平な補助金情報提供の推進についてお答えします。こちらは、今年度４月に実施いたしました緊急防犯対策機器設置事業補助金に関連するご質問ということでお答えいたします。まず１点目の、情報格差解消のため、デジタル媒体だけでなく、町広報誌への事前掲載を行う考えはあるのかということについてですが、今回の事業でデジタル媒体の周知方法を選択した理由につきましては、浅見議員のご質問でもお答えしましたとおり、重大事件が複数件発生してしまった状況において、可能な限り早急に防犯対策を実施する必要があると考え、メルたまや町公式ＬＩＮＥといった速達性の高い方法で周知することを選択いたしました。今回は、即効性を考え事業を実施いたしましたが、今後同様の事業を行う場合には、事前に十分な周知を図った上で、事業を実施していきたいと考えております。

次に、２点目の、新たに補助金を支給する考えはあるかとのご質問につきましても、浅見議員のご質問でお答えしましたとおりですが、今回の補助事業は国の交付金を活用して実施いたしました。今後活用できる交付金等がありましたら、実施したいと考えております。

次に、５歳児健診の導入における課題と対応についてお答えします。まず、１点目の、５歳児健診の導入についてどのように考えているかについてですが、玉村町の現在の状況としましては、３歳児健診までの乳幼児健診において気になるお子さんの様子の確認を行っており、必要に応じて専門機関へつなげております。３歳児以降のお子さんに関しては、のびやか発達相談事業の中で、専門職が町内全ての保育所、幼稚園を巡回し、園において、集団の中での様子を確認し、課題のあるお子さんのフォローを行っております。

堀越議員のおっしゃるとおり、国は２０２８年度までに全国の自治体で導入することを推進しており、町としましても、適切な支援を行うことによって、その後の成長、発達に影響を及ぼす時期である５歳児に対して健診を実施することは、大きな意義があると認識しています。身体的な発育状況の確認はもとより、集団の中での社会性、行動面や情緒面の発達の確認をすることが、５歳児健診の目的でありますので、専門医の確保や効果的な健診方法などを検証しながら、導入について検討していきたいと考えております。

次の通級教室の支援体制についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（石内國雄君）　教育長。

〔教育長　鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君）　おはようございます。堀越真由子議員の、５歳児健診の導入における課題と対応についてのご質問のうち、通級教室幼児部の支援体制についてお答えいたします。

通級教室幼児部では、言葉の発音や聞こえ、感覚や体の動き、人との関わり等に困り感を抱えている幼児に早期の適切な支援を行うため、一人一人の状況に応じた目標を設定して支援を行っております。近年は、幼児本人への支援や、堀越議員がおっしゃるとおり、幼児を支える保護者の心理的サポートのニーズも高まっており、通級教室幼児部の役割が一層重要になっていると感じております。

通級教室幼児部には、平成２８年度に１名増員して、現在３名の職員が支援に当たっております。教室全体で１００名を上限として幼児を受け入れていることから、職員１人当たり３３人から３４人の幼児を担当しており、支援のペースは３週間に１度となっております。例年、年度初めには空きがあるものの、年度の途中には１００名に達してしまうという状況が続いています。そうした場合には、転出や困り感の改善等で途中退級したり、年度末に年長児が退級したりして枠が空くまで、やむを得ず新規の入級を待っていただくことがあります。

これらの状況を改善するためには、職員の増員が有効な解決策の１つであると認識しておりますが、様々な困り感を持つ幼児への専門的な支援とともに、保護者に対する心理的なサポートもできる技能や経験を持った人材の確保、またそのための予算の確保が大きな課題となっています。そこで、今後は職員の増員について引き続き検討しながらも、困り感を抱えた幼児に支援が行き渡るよう、通級教室だけでなく、福祉担当課や医療、療育といった関係各所と連携しながら、地域全体での支援体制を一層充実させていくことが必要であると考えております。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　では、自席から第２質問をさせていただきます。

先ほど町長から、無料不妊手術チケットの行政枠登録に向けて、他の自治体の事務量などの調査研究を行うとのお話がありました。玉村町は、以前、さくらねこ無料不妊手術事業の行政枠登録を検討していたけれども、導入直前で中断したということを、ある動物愛護団体から聞きました。その当時の中断の具体的な原因は何だったのか、お聞かせいただけますか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えさせていただきます。

大変申し訳ないのですけれども、ちょっとその経緯について、私は知りません。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　私が聞いたところによると、伊勢崎市の獣医師会から反対があったという

ようなことを聞いています。ですが、現在伊勢崎市では、獣医師会と連携し、行政チケットを導入し、令和５年度には１３６頭、令和６年度には１８３頭を、ＴＮＲというか、避妊手術をしたという実績があります。伊勢崎市で取り入れているのであれば、玉村町でも可能なのではと考えました。

行政チケットの重要性についてなのですが、猫は年に２回、１回に４頭から６頭、年間８から１２頭出産し、生後半年で繁殖するケースも多く、野良猫の個体数増加が問題となっています。どうぶつ基金の個人チケットは、月に１０枚です。団体チケットなどもありますけれども、多頭飼育崩壊であったり、野良猫密集地域では取り残しが発生し、捕獲済みの猫がまた再捕獲されるなど、いたちごっこが続いていて、個人、また団体ボランティアが疲弊しています。

また、伊勢崎市では、野良猫手術を行う獣医師への補助金を検討中とも聞きました。玉村町でもボランティアの自費負担、実は雌猫は３万円から４万円、雄猫は２万円弱を払っているということなので、ボランティアの自己負担、そういう負担を軽減するために、行政チケットの早期導入や獣医師向けの補助金を検討することが必要になってくると思います。この点について、町長、いかがお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　三、四年前にこの話が来たのです。それで、やはりそのとき獣医師との関係性でなかなか進まなかったということがありました。

それで、猫の繁殖性というのがなかなか高くて、やはりいろんな環境的に、また猫自身のことも考えると、これは対応していかなければならない問題だなという意識もありますから、体制を整えながら進めていくような形になると思います。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　市になってしまうのですけれども、前橋市でも犬猫タウンといって、業者と連携して避妊去勢手術を進めているといった例もありますので、玉村町でも、負担金がないということなので、早急に行政チケットの導入を検討していただきたいと思います。

次の住民への正しい周知ということで、住民からの苦情にどのようなものがありますかということなのですけれども、先ほど、野良猫によるふん害やごみステーション荒らしの苦情があると聞きました。これについての対策は、飼い主にマナーを守るようにということを啓発するとありましたが、飼い猫よりも、空腹である野良猫が主な原因ではないかと考えています。練馬区では、環境省の指針に基づき、給餌、給水、排せつ物の処理のルールを広報誌や勉強会で周知し、無責任な餌やりを減らしています。玉村町でも、町広報誌や公式ＬＩＮＥを活用し、地域猫活動の意義やルールなどを積極的に周知するような考えはないでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

飼い主の分かる猫については、マナーを守った飼い方を啓発しておりますが、飼い主が分からない猫につきましては、ごみステーションを荒らされたりすることも多く、飼い主さんがいなくても誰かが餌をやっていると思われますので、基本的にごみを出したりすると思いますので、ごみステーションに、近所の人が困っています、みたいな看板を貼ったりはして対応しております。また、地域猫についての啓発なのですけれども、広報誌、メルたまなど電子媒体も使いまして、そういうことも徐々に周知はしていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　ごみステーションに看板があっても、猫は看板が読めませんので、この辺はちょっと考えていかないとかなと思うのですけれども、先日伊勢崎市では、５月３１日なのですけれども、元練馬区の保健所職員による地域猫活動の講演会がありました。こちらは、上毛新聞にも掲載されていたのですけれども、伊勢崎市長をはじめ、数名の議員も参加していて、問題意識を持っていることが感じられました。

講演の中では、正しい給餌や排せつ物処理の教育により、野良猫の個体数が減少したとありました。子猫の引取り数が２００９年には８３件だったものが、２０２２年には４件になっています。また、苦情の減少ということで、２００９年には３８４件だったものが、２０２２年には７１件、８１．５％減になっています。ロードキルの減少、１０年間で７６％の成果が報告されていました。環境省の動物の愛護及び管理に関する施策でも、地域住民の理解を得た地域猫活動の情報発信が求められています。

これはちょっとありがちだなと感じたのですが、講演会で講師が話していた一例を挙げますと、悪い例では、いつ猫が来るか分からないからと、給餌をする方が、餌を置きっ放しにすることにより、餌のにおいに誘われ、ほかの地区からもどんどん猫が集まって、長時間そこにい続け、避妊去勢していない猫がいると繁殖につながる、餌なども散らかったままになると言っていました。一方で、正しく理解した方が、毎日決まった時間に餌をあげていれば、猫は時間３分前にぴったり現れ、１０分くらいで餌を食べて、さっといなくなるそうです。ボランティアさんは、猫がいなくなったら餌を片づけ、トイレを掃除し、場所もきれいに保てるそうで、これは地域の住民との関係も良好だと言っていました。

このように、繁殖につながる餌やりや、餌が散らかったまま放置されることがなくなるよう、やはり玉村町でも勉強会を主催したり、または団体による勉強会を共催し、ボランティアの育成をしていくことが必要になってくると思います。こういった勉強会に担当の方であったりとか、町長であった

りとか、参加することは可能でしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

勉強会を開催ということではなく、ほかの地区で、ほかの市町村で行われている勉強会とかに参加することは可能であります。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　やはり猫がかわいいからといって餌やりをしている人をそのままにしておくと、本当に猫が爆発的に増えてしまいますので、猫を大切にしたい、命が大事だということは分かるのですけれども、そこをちゃんと自治体としても発信をして、個体数を減らしていくという取組をしていく必要があると思います。

やはり行政とボランティアの協議会を通じて、地域猫の公共性を住民に示している自治体では、苦情やトラブルが軽減していると聞いています。玉村町でも、ボランティアが地域住民の理解を得にくく、なかなかきつい言葉を言われてしまったりとか、ちゃんと避妊去勢していて、餌をあげていて、トイレを片づけていても、餌をやっているならあなたたちの猫でしょう、家に引き取りなさいよ、など言われて困っているという事例もあります。地域の問題解決をしようとしているボランティアさんがつらい思いをしているということもありますので、町としてもやはり周辺住民の十分な理解を得る施策を進める必要があると思います。改めてその辺をどうお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　周辺住民にも、ボランティアさんの活動の内容をしっかり理解してもらいまして、周辺住民から喜ばれるような形になるのがよいと思いますので、そのように自治体でも発信していくように努力します。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　先ほど町長答弁にも、勉強会などがあれば積極的に広報していただけるということでしたので、よろしくお願いします。

最終目標としては、無責任な餌やりを防ぐなど、町民教育を推進し、行政チケットや補助金でボランティアの負担を軽減、そして行政とボランティアが連携して地域の問題を解決するということで苦情やロードキルを減らし、人も猫も気持ちよく暮らせる玉村町を目指していくことがいいのではないかと思っております。実際に成果を上げている地域もあるため、第一歩をぜひ踏み出していただきたいと考えております。

では、次に３番に移りたいと思います。公平な補助金情報提供の推進についてなのですが、町長答弁の中で、重大事件の発生により、緊急防犯対策機器設置事業補助を急いだとありました。住民の話を聞いてみると、板井地区では空き巣が続いていたりとか、西公民館周辺で見知らぬ人が徘回していてちょっと怖かったなど、不審者目撃情報が報告されています。町は、これらの盗難事件や不審者情報を把握していますか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

町での把握につきましては、住民からの電話及び、警察からの上州くん安全・安心メールなどで把握しているということで、直接警察のほうから今そういう事件が起きているというような報告は来ておりません。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　地区の人の中では、空き巣がまたあったねとか、不審者がうろうろしていたのだよ、怖いねといった声が聞かれます。今回本当に防犯グッズについて補助金を出していただけたことは、町民にとって本当にうれしいことだったと聞いています。

ですが、周知方法がデジタル媒体だけだったということで、この間３０人弱の高齢者が参加する居場所に行ってきました。補助金の情報を締切り前に知っていたのは、３０人弱の中１人、娘さんから聞いたということでした。その中で、知っていれば購入したかった人が６人と、情報が行き届いていなかった実態があります。町は、今後周知するとのことなのですけれども、今後は町広報誌であったり､回覧版なども活用したりして､高齢者に確実に情報が届く周知方法を検討する考えはありますか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

町長の答弁の中でもお答えしましたが、４月に行いました防犯対策緊急支援事業につきましては、１月に伊勢崎市で緊縛強盗などがあったので、本当に緊急性を持って、スピード感を持って行うために、取りあえずまずは電子媒体で周知しました。その後も残っていれば、広報もする予定だったのですけれども、その前に予算がなくなったという状況であります。

今後につきまして、もしそのような交付金がありましたら、必ず広報及び同じく電子媒体で周知を図っていきたいと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　今、国の交付金を利用したもので対策をしたということでした。今回３人の議員からの質問に、早期終了による不公平感、また住民の不満が明らかとなっています。凶悪化する事件報道や高齢者の不安が高まる中、例えば１世帯上限１万円、年間２００件から３００件の規模でも、町独自の予算による継続的な補助制度を導入する考えはないでしょうか。

また、不審者目撃が多い地域や高齢者世帯が多い地域では、区長と連携して、住民の不安軽減を図ったり、地域課題を把握する取組を進める予定はないでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

今年度につきましては、国の交付金がない限り、取りあえず次の防犯対策の事業については予定しておりません。

地区の不審者の対策なのですけれども、そういう情報がありましたら、こちらで交番に連絡して、パトロールを強化してもらうようにお願いしているところであります。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　町民の不満をそのままにしておくのは、ちょっとあんまりよくないかなと思いますので、補正予算とかもし組めるようであれば、また考えていただけたらと思っております。

では、次の５歳児健診の導入における課題と対応について質問させていただきます。町長の答弁の中で、２０２８年度の国の導入目標を認識していると、専門医確保や健診方法を検討するというようなことが述べられました。現在３歳児までは健診などをしているということなのですけれども、これまでに５歳児健診に関することは、どのような議論や検討が行われてきましたか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

５歳児健診の必要性については、数年前にも検討はしておりましたが、玉村町では、のびやか発達相談というものもやっておりますし、その中で専門職が、保健師と心理士が各町内の保育所、幼稚園を訪問、巡回して、５歳児なので年中さんですね、年中さんのクラス活動を見ながら、そこでちょっと様子が気になるお子さんを中心に見てみたり、園の先生から話を聞いたり、先生と意見交換をしたりという中で、そこから保護者の方に声をかけて、個別の対応をするといったことをしておりました。５歳児健診の内容、特に５歳児健診は、身体面の発育の確認ももちろんあるのですけれども、それよりも主に重きを置いているのが、社会性、情緒面、行動面の観察といったことになるので、玉村町と

してはのびやか発達相談の中の保育所、幼稚園の巡回がほぼほぼその５歳児健診を補完しているのではないかということで、集団の３歳児健診までやっているような、保健センターに来てもらって健診をするというような形ではなくて、園の巡回というところで今までやってきておりました。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　５歳児健診の目的というのが、やはり早期に発見することによって適切な指導をすることができ、ほかの市町村では通常クラスに入ることができたといった事例も挙がっています。

町では、幼稚園や保育園を巡回していると伺ったのですけれども、どれくらいのペースで巡回されているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　では、お答えいたします。

保育所ですとかこども園、幼稚園へは、月に３回以上のペースで心理士と巡回しておりまして、個別相談は複数回実施しております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　月に３回ということで、思ったよりも多いなと思いました。１回では見逃してしまうことも、複数回巡回することで発見しやすくなるのかなと感じております。

こういった診断で、ちょっとお子さんに特性があると、そういうお話を受けた保護者の方は受け止められなかったりとか、１人で悩んでしまったりとか、そういったことが考えられます。また、お子さんの行動が理解できないといって悩んでいるお母さんもいると思うのですけれども、個別相談というところで、希望する方に個別相談をされているのでしょうか、それとも町のほうから声をかけて、一律でお話をされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　お答えいたします。

希望する方はもちろん、気になるお子様にはこちらからもお声がけをさせていただいております。個別相談では、年３０８人ほど対応させていただいております。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇**２番（堀越真由子君）**　この質問をしようと思ったときに、５歳児健診を行うときに専門的な知見を持った方が足りないと、お医者様も足りないので、２０２８年までに自治体として協力してくださるお医者様も探したりとか、お母さんや子供へ適切な支援をするための人員確保であったりとか、そういったことを進めていく必要があると思って質問をさせていただきました。

今は、お医者様は連携は取れていないかと思うのですけれども、児童であったりとか保護者への支援体制は十分整っているという考えでよろしいでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇**子ども育成課長（今井理恵子君）**　お答えいたします。

令和６年から心理士を配置いたしまして、こども家庭センターという係を配置いたしました。お子さんの特性や言動についていろいろ助言するとともに、より専門的なサービス、医療ですとか通級教室ですとか障害福祉サービスとか、そのようなところにおつなぎしております。

◇**議長（石内國雄君）**　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇**２番（堀越真由子君）**　では、つないだ先で児童への適切な支援というか、そのようなことが行われているという認識でよろしいでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　子ども育成課長。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇**子ども育成課長（今井理恵子君）**　お答えいたします。

専門的なところにおつなぎすることによって、より具体的に対応策が決められ、対応策が分かるというか、私どものほうは特に指導ということはできませんので、そういったサービスの機関におつなぎしまして、家庭ですとか社会生活とか、問題なく日常生活が送れるようにつないでまいりました。

◇**議長（石内國雄君）**　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇**２番（堀越真由子君）**　もう大きくなってしまった方のお話を伺ったのですけれども、やはり異常行動が見られていて、どうに対応していいか分からないと、長年にわたって町だったりとか県だったりに相談していたのだけれども、適切な支援に出会えたことで、今は大学院まで通っているといったお話を伺いました。やはり特性のあるお子さんは、ちょっと独特の才能というか、すばらしい特性を持って社会に臨むということもいろいろ報道されていたり、論文にあったりします。小さいうちから、早いうちから適切な支援が受けられることで、人生が変わってくるということもありますので、そういった支援が多ければ多いほどいいかなと考えております。

今後も５歳児健診についていろいろ検討されると思うのですけれども、またお話を聞かせていただけたらと思います。

２つ目の項目について、発達に特性のある子供への適切な支援や、通級教室でのサポートが行われていると伺いました。今お話を伺うと、利用者が１００人超えで、１人の相談員が３３人から３４人を受け持ち、大体３週間の待ち時間が発生しているとありました。保護者にとってみると、今日起きたことをどうしても今日相談したいといったニーズがあるというのも聞いています。人員的にちょっと難しいというのもあるのですけれども、相談したいという声があったときには、通級教室以外にどこかにつないだりとか、例えばこども家庭センターのにじいろにつないだりとか、県の相談窓口であったりとか、そういったところにつなぐような工夫というのはされているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　お答えします。

通級指導教室、通級教室につきましては、先ほど今井課長からもご説明があったとおり、いろいろなところで見つかった子について指導をする場所になります。それに伴って、指導については計画どおり、計画をつけて指導していく形になります。その計画が、毎週できるものではなくて、今現在は３週に一遍ということになっております。相談については、随時受けているものでもありますし、こども家庭センターのにじいろのほうに相談に行っていただいて、またそちらの心理士さんとの対話からどうしたらいいかということで、対応していただきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　分かりました。相談したいけれども、相談する場所がないということではないというのを伺えてよかったと思います。

今特別支援学級に通うお子さんも増えているという中で、町の対応も本当に大変だなと感じております。特別クラスへ入学するお子さんが減ることで、町の負担も減ってくるのかなと思いますので、やはり５歳児健診、５歳のお子さんへ適切な指導をしていくことが重要かと考えました。

５歳児健診についてなのですけれども、まだあまり周知されていないこともあって、町民や保護者からニーズがあるということはないかと思うのですけれども、５歳児健診をしてほしいといったようなニーズは今どのようになっていますか。

◇議長（石内國雄君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　５歳児健診をしてほしいという希望があるかどうかというところですか。すみません。ちょっと私はその件については把握していないのですけれども、町としましては、５歳児健診の必要性というのは十分認識しております。

重ねて同じような回答になってしまいますけれども、年中さんのところで、５歳のときに行動面、社会性、情緒面、そういったところでちょっと気になるなというお子さんをそこですくい上げること

で、学校に上がったときにスムーズに学校生活なりに、学齢期にその時々に適応した成長をしていけるというようなこともありますので、必要性は十分感じております。

ただ、５歳児健診導入というところで、やはり専門医の確保が課題になっておりまして、のびやか発達相談で今補完しているような状況であります。必要性は十分認識しておりますので、検討していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君）　２番堀越真由子議員。

〔２番　堀越真由子君発言〕

◇２番（堀越真由子君）　本当に理想を言えば切りがないと思います。地域で支援の差が広がってしまうことはないかなと思っての質問でしたが、今手厚く年３回巡回していたりとか、もう５歳児健診のようなことを取り入れているということが伺えましたので、よかったなと思っております。

本日はこれで一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

◇議長（石内國雄君）　子ども育成課長から発言を求められておりますので、これを許します。

〔子ども育成課長　今井理恵子君発言〕

◇子ども育成課長（今井理恵子君）　申し訳ございません。

先ほどのびやか発達相談で、施設へ月３回以上と申し上げてしまったのですが、その件での訂正をさせていただければと思います。通年の合計で６５回なので、実施自体は月３回以上なのですが、各施設へは年３回以上でした。誤解のあるような発言をしてしまいまして、申し訳ございませんでした。

◇議長（石内國雄君）　休憩いたします。１０時５分に再開いたします。

午前９時４６分休憩

午前１０時５分再開

◇議長（石内國雄君）　再開します。

◇議長（石内國雄君）　次に、４番笠原則孝議員の発言を許します。

〔４番　笠原則孝君登壇〕

◇４番（笠原則孝君）　議長の許しが出ましたので、議席番号４番笠原則孝が短時間でやりますので、よろしくお願いします。

まず、朝の挨拶についてなのですけれども、役場のほうでも挨拶はしようということになっているし、この挨拶も何時から、おはようから今度はこんにちはに変わるのだか、ちょっとその決まりがないのだけれども、この間見たら、逆に今度は夕方になった場合は、未明というのは何時まで言うのだと言ったら、未明は午前の３時までだそうです。そんなわけなので、では町の挨拶について申し上げます。

町は、あいさつ・声かけ運動を提唱していますが、実際はどのくらい実施されているのか。小中学生はこちらより先に挨拶に来て、逆に大人として大変恥ずかしい思いをしたことがあります。大人になってくると、なかなか知らない人には挨拶をしなくなってしまいます。そんなわけですが、今度は外国籍の方が大分、玉村町も１，５００人くらいの登録で増えてきていますけれども、逆に大人はあんまり挨拶しないのだけれども、外国人に挨拶されてしまって大変恥ずかしい気持ちになってしまうときがあります。もう彼らにしてみれば、恐らく他国から日本へやってきて、日本語に親しむようにして、逆に挨拶してくれるのだと思いますが、日本に住んでいる方は大分しない人が多いのです。特に女性はちょっと挨拶しない人が多いと思いますが。そんな中で、こちらのほうが戸惑って恥ずかしい思いをしたことがあるのです。

おはようは朝の合い言葉なので、もっと皆が恥ずかしがらずに呼びかければ、１日がすばらしいよい日に思えるので、もう一度、朝の挨拶は気持ちよく発信するようにお願いしたいと考えますが、町としてはどう思いますか。

次に、道の駅玉村宿の南側約３．９ヘクタールの整備計画についてです。既に関越自動車道の西側では、高崎市が構想を打ち出しています。さっき調べたら、何かいい愛称がついて、ベターデイズなんていうことをいっていますが、道の駅玉村宿の３．９ヘクタールの整備計画は、町はどのようなことを考えているのか。

また、この件についてコンサルタント業者に丸投げすることはなく、町民アンケートを取るなどして進めてみたらいかがでしょうか。

次に、３番目、国道３５４号バイパスと藤岡大胡線との交差点は立体化にはならないのか。玉村消防署付近から西側、高盛土道路となっている国道３５４号バイパスだが、藤岡大胡線が交わる交差点から平面となり、朝夕の通勤ラッシュ時には大変混雑してしまう。一番混むところでありますので、平面では今は交通量も完成時よりも相当増えているので、早急に立体化するように働きかけているのか伺います。

また、立体化が無理ならば、藤岡大胡線に右折信号の設置要望を働きかけてみたいと思いますがいかがでしょうか。

以上、この３点ですが、よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　笠原則孝議員のご質問にお答えします。

まず初めに、朝の挨拶についてのご質問は、教育長からお答えします。

次に、道の駅玉村宿の南側約３．９ヘクタールの整備計画についてお答えします。３月議会の一般質問で答弁をしましたように、道の駅玉村宿の南側約３．９ヘクタールにつきましては、都市公園法におけるＰａｒｋ―ＰＦＩ制度を活用した観光交流拠点公園の整備可能性を検討してまいりましたが、

高崎市の大規模集客施設の構想が打ち出されたことにより、施設の差別化を図る必要があることや、限られた予算の中で、最大限の効果を発揮できるような計画にする必要があることから、現在、高崎市の大規模集客施設の動向を注視しながら、参画を希望する事業者とも情報交換を行い、Ｐａｒｋ―ＰＦＩ制度以外の手法による整備の可能性を含めた再検討を行っている状況です。今後再検討を行っていく中で、必要に応じて様々な意見を取り入れながら進めていきたいと考えております。

次に、国道３５４号バイパスと藤岡大胡線との交差点は立体化にならないのかとのご質問についてお答えします。国道３５４号線と藤岡大胡線は、ともに伊勢崎土木事務所が管理をしていますので、土木事務所に確認をしたところ、国道３５４号線の建設時において、県が高盛土による交差点の立体化を進めていたところ、玉村町及び町民からの強い要請により平面交差に変更した経緯があるため、現在においても立体交差化や交差点改良の予定はないとのことであります。

また、交差点の右折矢印信号の設置につきましては、信号を所管する伊勢崎警察署交通課規制係に確認したところ、右折矢印信号を設置すると、相対的に青信号の時間が短くなるため、渋滞解消になるか慎重に検討する必要がある、該当の交差点は、交差点北側には右折専用車線がないため、右折矢印信号の設置は難しい、交差点南側からは、時差式信号の設置も含めて検討するが、交通量調査の実施などが必要となるため、時間がかかるとのことでした。

以上のことから、渋滞緩和対策につきましては、伊勢崎警察署に対し、引き続き検討していただけるよう、要望を行っていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君）　教育長。

〔教育長　鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君）　笠原則孝議員の、朝の挨拶についての質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、朝の挨拶は単なる形式的な言葉の発露ではなく、周囲との人間関係づくりや、前向きな１日のスタートのためにも、とても大切なものであると考えます。子供たちを見ていると、人に促されなくても元気に挨拶できる子供もたくさんおりますが、中には、恥ずかしさが先に立ち、自分から挨拶の言葉を発することが苦手な子供もおります。

玉村町では、元気に挨拶することのすばらしさや気持ちよさを、子供たちのみならず、多くの町民の皆様に感じていただけるよう、「あいさつ・声かけ運動」の取組を進めております。具体的な取組としましては、「あいさつ・声かけポスター」を小中学校から募集し、最優秀作品につきましてはポスターにして町内小中学校等に配布し、多くの人の目に触れる場所に掲示していただくことで、挨拶推進の１つのきっかけとするようお願いをしております。

また、玉村町青少年育成推進員連絡協議会では、小中学校及び高校の校門で、挨拶運動を行っています。実施回数は年８回で、１回につき２校に分かれて集まってもらい、累計で年１６か所実施をしております。各地区からご推薦いただいた青少推の委員の皆さんにも可能な範囲で参加していただき、１回当たり平均１２名ほどの委員が参加をしております。

また、各小中学校においても、児童会や生徒会が中心となり、様々な「あいさつ運動」が行われており、例えば、保護者の皆様とも連携しながら、学校の正門や玄関で朝の「あいさつ運動」を実施したり、「あいさつ週間」を設定して校内で出会った友達や来校者への挨拶を啓発したり、旗振りや交通指導員の方や地域の方にも感謝の気持ちを伝えるために挨拶していこうと集会で伝えたりするなどの取組が行われております。

さらに、道徳の授業におきましても、単に挨拶をしましょうと指導するのではなく、子供たちが挨拶をしたときや挨拶をしてもらったときの気持ちなどを自分事として振り返りながら、挨拶の価値や意義、気持ちのよい挨拶の仕方等について、自ら気付いていくような授業を展開し、実践力を高めております。

先日、ある会議における主催者の方のご挨拶の中で、小学校の近くを通りかかったら、５名くらいの小学生の集団と行き交い、子供たちのほうから「お仕事頑張ってください」と元気な声をかけられて、それ以降とても気持ちのよい思いで過ごしているとお話がございました。挨拶は、する側もされる側も幸せな気持ちになれる特効薬とも言えるものです。

今後も、町教育委員会といたしましては、児童生徒が挨拶のすばらしさと気持ちよさを実感しながら、学校内でも地域でも、様々な場面で元気に挨拶できるようになり、その輪が私たち大人にも広がり、挨拶と笑顔であふれる玉村町となるよう、各方面と連携しながら、引き続き啓発に取り組んでいきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　大変いい教育長からのお言葉でありまして、深く感銘しております。

それで、挨拶なのですけれども、例えばいろんな人が来る。あれ、あの人は不審者らしいなと思う場合もあると思うのです。そんなときでもこちらから挨拶を、まして大人も落ち込んでいるときなんか、正直な話、子供さんから、通学の帰りですか、そのときに逆に挨拶される、おはようございますと言ったり、こんにちはと言うのです。そうすると、何か落ち込んでいるという場合でも、あれ、元気つけなければしようがないな、子供たちに挨拶されてしまって、と思うのです。

それと、ちょっと不審者らしいなと思う場合でも、こちらから声をかけてやると、変なことやろうと思っても、はっきり言ってそんな気持ちもなくなると思うのです。挨拶はお金もかからないし、相手から言われれば気持ちがいいし、とてもいいことなので、町としてはこれを広めていくと。玉村町に入ったら、すごい、みんなが挨拶するぜと。だから、はっきり言って、恥ずかしいというけれども、何で恥ずかしいのだか私には分からないのです。若い女性があまり挨拶しないのです。すうっと行ってしまって、何か気取っているのか。挨拶すれば、お互いが笑顔になって、１日が楽しいのです。だから、この辺は私が言うよりも、細かく教育長が言ってくれたので、大変にこれを感銘して、みんなに広げようと思うので、よろしくお願いします。

次に玉村町の道の駅南側３．９ヘクタールの整備計画について、高崎市ではもうある程度議会を通して、名前が出て、ベターデイズなんていう愛称でやるらしいです。どんなことをやるかというと、やはりいろんなことをやっているのですけれども、私は思っているのだけれども、スポーツ施設が足らないのです。だから、玉村町はこれをやる場合は、みんなからアンケートを取ってみたらいい。何かスポーツ施設みたいなものを造ったら､お互いにとって相乗効果を生むのではないかと｡向こうは、どうも見るとちょっとした遊びと食品、飲食関係が多いのではないかと感じるのです。だから、玉村町は飲食では勝てないから、正直な話、集客を考えるのであれば、例えばサッカー場を造るとか、野球場を造るとか、テニスコートを造るとか、そんなものを考えたらどうかと思うのです。

聞くと、いろいろな少年野球や少年サッカーが活動場所を見つけるのに大変苦労しているらしいのです。ですから、玉村町でスポーツ施設を造って、食事するときは高崎市のほうへ行ってという、そんな考えがちょっとあるのです。そうすれば、競合しないでお互いがウィン・ウィンでやっていけるのではないかと思うのだけれども、町長、これについてどう思いますか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

あちらのスマートインター周辺につきましては､令和４年度に可能性調査というものを行いました。その中で、事業者と、いろいろとお話をさせていただきまして、サウンディング調査というものをやりました。やはり町が単独で公園としてやっていくと、その後の、まずイニシャルコストもかかりますし、ランニングコストもかかります。そういった意味で、官民協働で民間の活力を利用しながらやっていくのが適正ではないかということで考えております。

そういった中で、事業者といろいろとお話をして、例えばスポーツ施設で事業者が、これであれば参画ができて、自分たちで、民間の活力で十分やっていけるというような判断をしていただければ、町もそのような考えもあるのですが、まだベターデイズのほうがどのような形になるのか、いつ頃完全に出来上がるのかなど、その辺の動向を注視しながら考えているところでございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　そうしますと、高崎市は工事に着手してしまって、それの完成を見てから動くのですか。それとも、大体の話を聞いたら、それに伴ってこちらも動くというような考えですか。

今聞きましたら、確かに事業者にお願いするほうが、北部公園のことも考えるといいのかなと思うけれども、それに伴って、やはり町民からのアンケートを取って、どんなのがいいかということを考えながらやっていけば非常にいいのではないかと思うのです。あれだけの面積のところで、今のところ正直な話、道の駅だけでも大分集客できているのですけれども、どうも大型車の休憩所みたいにな

ってしまっているところもありますので、３．９ヘクタールをうまく開発すれば、集客率も上がるのではないかと思うのですけれども、その点はもう一度どんな考えで、ただ事業者にお願いするだけではなく、もっと突っ込んだ考え方でやってもらいたいものですが、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

やはり町単独でやるには厳しいと思います。土地から買いますので、土地のお金もかかります。また、整備費もかかります。造って、例えばそこに集客ができなければ、その後負の遺産となってしまいますので、その辺についてよく事業者と話合いをして、参画をしていただける、このようなものであれば将来的にもずっと継続してできる、というようなことが確認できてから進めるほうが、今の段階ではよろしいのかなと思っております。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　そういう考え方が非常に安全でいいのですけれども、できれば同じようなことをやっている自治体が近くにあれば、見学に行ったり、意見を聞いたり、参考にしたほうがいいと思うのですけれども、そういう考えはないですか。ただ募集して、参画していただけるのかどうかというのではなくて、やはり一応、半分は町民の意見を取り入れて、大きい視野で物を見たほうがいいのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

栃木県に、同じような考え方でＰａｒｋ―ＰＦＩをやっている自治体がございますので、そちらにも何回も聞いたり、またサウンディング調査ということでいろいろな、東京圏などの事業者とも話をして、今の段階では、やはりまずはベターデイズの動きを見たほうがいいという話になっていますので、そのように考えていきたいと思います。

また、最終的な目的というのは公園を造ることではなくて、スマートインター周辺をいかに活性化するかということになりますので、町長の答弁にもございましたように、Ｐａｒｋ―ＰＦＩ制度以外の手法による整備の可能性も含めて、現在再検討を行っている状況でございます。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　すみません。先ほど町長がＰａｒｋ―ＰＦＩと、これパークというのは公園

で分かるのだけれども、ＰＦＩというのはどんな意味なのですか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　ＰＦＩというのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブかと思うのですけれども、民間活力を使うということでございます。このＰａｒｋ―ＰＦＩ自体は、完全なＰＦＩではなくて通称です。都市公園法の中で改正されて、通常ですと都市公園の中には２％の建物しか建てられないというのがあるのですが、そちらをこの制度を使うことによって１２％まで建築物を建てて、民間の活力をそこに入れられるという制度になります。通称Ｐａｒｋ―ＰＦＩというものなので、本当のＰＦＩとはちょっと違うような制度となっております。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　分かりました。そうすると、３．９ヘクタールの２割くらいは建物を建てられると解釈していいのですか。

◇議長（石内國雄君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

１２％までになりますので、１．２ヘクタールくらいです。

以上です。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　それでは、このことについてはやり取りしていてもあまり大したことないので、次に行きます。

国道３５４号バイパス、これが非常に混んでしまって、造るときも、玉村町やそこを通行する人たちが県に陳情したらしいのです。何しろ岩倉橋のほうに行ってしまうのだと、正直な話。それで、何とかしてくれということで県が働き出して、当時の金田県議がちょうど副議長か何かをしていたのです。全面的にあそこを買収してやるということで、だから今桜が植わっているのです。そうしたら、町のほうがと言うのだけれども、平面で通過されてしまうと。だから、駄目だと言うけれども、どうしてもあそこまでやって、みんなほかの人があそこを通りながら、何で玉村町は半分上がったら、半分下がってしまうのだろうと、何であそこをやらなかったと大分聞かれるのです。だけれども、恐らく県がやってくれると言ったものを、町のほうでそれでは駄目だからということで、あのような格好になってしまったと。そうしたら、今になって、今度はしようがないからまたやってくれないか、混んでしまってどうしようもないと、あれでは何もならないと。

当時のあそこの通行量から見ると、今の通行量は３倍らしいです。だから、今まで通っていた伊勢

崎高崎線ですか、利根川の向こう側で。もうそこがそっくりこっちに来てしまって、今度は逆にあそこが地図に載ったからみんなあそこに来るのです。だから、朝方に行くと本当にもう他県ナンバーのほうが多いのです。そんな状態で来ているので、渋滞を何とかしないとしようがないので、あのまま向こうまで行ってしまったら、当時聞いたらば、高崎市の井野川も高架で渡ってしまって、あそこにある長瀞線ですか、あれも高架で行ってしまって、高崎市の市場の手前で下ろすという計画だった。それから少しいくと、もう３車線なのです。ところが、それが今あんなになってしまったからどうしようもないということを言われて、玉村町は何を考えているのだとほかの人から言われたことがあるのだけれども。将来のことを考えずに物事をやってしまったということが一番のあれなのだけれども。

だから、早急に矢印の右折信号を、こちらから北側へ向かっていくところにつけてもらわないと。確かに向こう側から来るのに、右に曲がるのはあまりいないのです。だけれども、それをやってもらわないと、夕方５時を過ぎるとすごいです。向こうの旧３５４号だから、今の１４２号線ですか、あれから向こうまで行ってしまいますから。そうすると、信号は、私が見ていて時間がたったら３回待ちです。そんなになるので、あのように混んでしまうと、今度は玉村町に買物に行こうと思っても、駄目だ、あんなに混んでしまってと、こうなってしまうのではないかと思って、それの心配をして、早急に警察のほうと話をしました。警察も正直な話、やると言ってもなかなかやらないのです。口では言っているけれども、調査する人がいないのです。これは警察というけれども、公安委員会のほうです。そうしますと、やはりその辺は、よほどの町からの強いメッセージがないと動いてくれない。信号の取り付けだってそうですよ、みんな知っているとおり。あそこは事故が起きたからつけてくれと言っても、散々言ってやっとつくような感じなので、やはり町から、住民からの意見でどんどん言わないと、これから住みよい玉村町といっても、こんな混むのではやめようかなとなってしまうのです。

正直な話、東京には近いし、道路だってこんなにいいところは、私は日本中で一番いいのではないかと思います。だって、関越道が通っていて、東京まで１時間足らずで行ってしまうでしょう。新潟へ出るといっても、本当にここからだと２３０キロ。運転すれば２時間ちょっとで行ってしまうのです。関西方面に行こうかなと思っても、中央道を通って行けるのです。東北へ行くといったって、こんなところないですよ、調べたら。京都がすごいかなと思ったら、そんなのないし。だから、やはりこの交通の便を生かして、玉村町をいかに浮上させるか。

だから、私が思っているのは、吉岡町が何であんなになってしまったのだと思って。あんなと言うと吉岡町の人に怒られるけれども。高低差があんなにあって、上毛大橋１本架けただけ。それと、今度伊香保へ行くバイパスができたらあれだけになってしまって、線引きしていないからあれだけ増えてしまったのだ。大型店がみんな来ているのです。玉村町には、考えたら大型店が一件もないのだ。みんな周辺に行かなくてはならない。前橋市のみなみモールに行ったり、伊勢崎市の西部の宮子のほうに行かなくてはならない。だから、これを何とか玉村町に止められる方法というのを考えるのが、

やはり交通の便なのです。玉村町は鉄道がないから、西から東に行く道路があるけれども、鉄道がないのです。だから、前にも言ったとおり、高校生になって学校へ行くとなったら、みんな自転車で新町駅へ行くか、高崎駅へ行くか、そこまでみんな約６キロ、１０キロ、自転車に乗っていかなくてはならない。前橋だと駒形駅。

それを今度言ったら、前の知事の場合は、では高崎市から館林市までバスを流してやるよ、ということになったのです。それで、玉村町はあのときに、どこに停留所をつくると、そこまで決めたのです。そうして、知事が代わったら全部おじゃんになってしまった。何でこれを強く言えなかったのかなと思います。本当に玉村町住民はだらしがないなと思うのです。その辺はやらないと人口は減る一方で、玉村町は浮上できないから。そんな話で、だから町長にはしっかりして、周囲を見ながら訴えてもらって、まず一番いいのだから浮上させましょうよ。一時は日本の中でも人口増加率がすごいなんて言われたことがあったのだから。そんなわけで、最後は町長、何か一言いただけますか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　３５４号バイパスは、要するに玉村工区、全面的に高盛土道路だったのです。当時の口実は、あれは高規格道路だと。これからみんな高規格道路になると。だけれども、町の一番いいところを高盛土道路でやられたらもう分断されるし、弊害が大きいということで対応していって、県とも土木事務所の所長とも４回交渉して、私が議員になってから国会の自民党道路族の人にも会いに行って、そして道路担当者に聞いたら、これは地域形成型の道路、この道路によって地域を発展させる道路なので、高規格にする必要はないという話で、それでここに戻ってきた経緯があるのです。

ところが、もう側道２面、それからのり面まで買ってあるから、たしか五、六十メートル取っているのです。だから、そこに平面で来ているから道の駅もできたし、そしてまた河津桜もあったし、これがもし高速道路みたいな形であそこを全部取ってしまうと、もう町の中心部に開発とか、そういうものがなかなかできないという環境が一方であるという状況がありますので、そこはもう県が納得してやった話ですので。だから、この交通の渋滞緩和のためには、警察なりいろいろな方とどんどん交渉していきたいと思っております。

◇議長（石内國雄君）　４番笠原則孝議員。

〔４番　笠原則孝君発言〕

◇４番（笠原則孝君）　では、県がなぜ早く行って、あんなに幅広く取ってしまったのか。そこを造らないから、何もならないということで、河津桜を植えたわけです。

河津桜の管理だって、植木は県からもらってきたのではないから。管理は町なのです。確かに何年かたてば、観光にいいと言うけれども、正直な話、伊豆のほうにある河津桜みたいにはいかないね、幾ら富士桜だといっても。だから、その辺は無駄だなと思うのです。今後町の行政をやっていくのであれば、将来性を見ながらやっていかないと、そのときだけの気持ちでやったのでは駄目なような気

がするので、やはり長い目、正直な話５０年、１００年先を見ないと、これからは玉村町も沈没してしまうのではないかなと私は思っているのです。これだけの土地なのに、何でこうになってしまったのかなと。

橋もなくなってしまったから、変な話、北部工業団地を買ったところは撤退でしょう。当時、あそこを高盛り土にしたら、利根川が氾濫したときプールになってしまうという人がいたのです。だけれども、やはり勉強が足らなかった。玉村町から出たことがない人がいるから。坂戸市へ行ってください、圏央道のところ、全部あそこは新幹線方式で向こうが見えるのです。何でそういうふうにしなかった。確かに高い、盛土よりも。盛土のほうが高いのだけれども、行き来もできるし、全然平気なのです。だから、当時の人はそういう能力がなかったのですよ。知っていれば、新幹線方式であそこをやれば、どうにでもなってしまうのです。その辺の知識がやはりなかったから、これから反省して、もうやってしまったことでしようがないから、これからはそういう、町の将来、我々の孫の時代になっても東京辺りに就職しないで、やはり玉村町に定着するようにしていくには、やはり町の魅力をつくらなければ、と思います。

そんなわけで、これで終わりにします。堂々巡りになりますので。では、よろしくお願いします。失礼します。

◇議長（石内國雄君）　休憩します。１０時５５分に再開いたします。

午前１０時３８分休憩

午前１０時５５分再開

◇議長（石内國雄君）　再開します。

◇議長（石内國雄君）　次に、３番松本幸喜議員の発言を許します。

〔３番　松本幸喜君登壇〕

◇３番（松本幸喜君）　議席番号３番松本幸喜です。議長のお許しが出ましたので、質問をさせていただきたいと思います。

質問に先立ちまして、玉村町でインクルーシブ教育が始まるということで、私が教員生活をスタートしたのが１９７９年で、特殊教育が始まる前年でした。その次の年に全員就学制ということで、障害のある子もない子も、障害のある子を対象にした教育、伊勢崎養護学校というところができまして、障害のある子もみんな、学校と言われるところに通うということになりました。おかげでその成果として、基本的には子供たちの寿命が延びました。それ以前は、ほとんど家の中に閉じ込められるような生活、座敷牢のような生活なのですね。それが学校に通うということで、一般化することによって、ある意味生徒たちの命の保障がされたと考えています。また、保護者の方も、町なかに自分のお子さ

んを連れて買物に出られるようになったと。そういうような大きな変化をもたらす教育改革だったなと思っています。それが特別支援教育ということで、その範囲が広げられて、今般のインクルーシブ教育に発展していくというような形になっています。

玉村町がそこに選ばれた。その理由を考えますと、普通教育にあっては、島村の教育で名をはせた斎藤喜博氏、彼は玉村町出身だったのです。彼がやっていることを、私はその頃生徒として、この玉村町で受けていたわけなのですけれども、今から考えると、非認知能力の向上、これが主なメインで、さらにインクルーシブの要素というのはその中に随分含まれていた。それが私の原体験という形になっています。

そこで、今上陽小において、非常に一生懸命取り組んでいただいているのですけれども、上陽と言えば嚮義堂。江戸時代から玉村町の教育に対する熱意、そういったものが下地となって、現在に綿々と受け継がれている部分、決してたまたま上陽小が選ばれたのではないということ。この玉村の地が選ばれたのだというように感じています。

さて、質問のほうに移らせていただきたいと思います。まず、１つ目、玉村町校内教育支援センターについて伺いたいと思います。今年度より、県内で初めて校内教育支援センターが設置されました。校内教育支援センターは、様々な要因により教室に入り、友達と一緒に授業に参加することが難しい児童生徒が、別室等において個別あるいは集団での適切な支援を受けながら、社会的な自立を目指して学び、成長を続けられるようにすることを目的としているとのことです。そこで、以下の質問を行いたいと思います。

１、現在対象となっている児童及び生徒の人数、対応職員数と勤務時間等の概要はどのようになっているか。

２、特別支援学級との違いは何か。

３、対象となる児童生徒の学びの場所は、どのような場所を利用するのか。また、設備も含めてどのような空間設営が必要であると考えているか。

４、導入が予定されているインクルーシブ教育の補完的な機能を果たすことが期待されるが、インクルーシブ教育との関連性をどのように考えているか。

２つ目です。インクルーシブ教育についてです。５月９日に上陽小学校ＰＴＡ主催でドキュメンタリー映画「みんなの学校」で注目された大阪市立大空小学校初代校長、木村泰子氏を招いて講演会が開催された。子供たちの生き生きとした反応に感動するとともに、たった一年でここまで変わるものかと感心いたしました。

さて、このインクルーシブ教育は、再来年度より県内で本格実施されることになっています。そこで、以下の質問を行います。

１、町内の他の小中学校では、インクルーシブ教育の導入のための準備をどのように行っているのか。

２、子供たちの行動に対する教育的な評価の視点も大きく変わるものと思われるが、他の学校の教員の研修等はどのように行われているのか。他の学校というのは、町内の小中学校ということである。

３つ目、小中学校体育館の冷房の活用について伺います。部活動の地域移行が叫ばれる中、社会体育の果たす役割はますます大きくなっていると思われます。小中学校の体育館に冷房が設置されているが、現状では社会体育での利用ができないと聞いています。社会体育的な活動の中には多くの小中学生も参加しており、熱中症対策の観点からも冷房の利用が望まれます。そこで、以下の質問を行います。

１、社会体育において、冷房施設を利用できない理由は何か。

２、部活動の地域移行と絡めて、学校とはどのような話合いが行われているのか。

４つ目、共生社会の実現に向けた取組について伺います。玉村町の人口は、おおよそ３万５，０００人で、減少傾向にあるものの、横ばい状態で推移しています。その要因は、外国籍住民の増加によるもので、現在３８か国、１，５００人余りの外国籍住民が住んでいます。生活習慣の違いやごみの出し方等による近隣トラブルの問題も指摘されて久しいです。そこで、以下の質問を行います。

１、外国籍住民を雇用する雇用主または派遣業者、アパート等の持ち主またはその管理会社との連携は図られているのか。

２、国際交流協会等による外国籍住民専用の相談窓口の設置は考えていないのか。

以上について、質問をさせていただきたいと思います。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　松本幸喜議員のご質問にお答えします。

まず初めに、玉村町校内教育支援センターについて、インクルーシブ教育について、小中学校体育館の冷房の活用についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

次に、共生社会の実現に向けた取組についてのご質問にお答えします。１点目の、外国籍住民を雇用する雇用主または派遣業者、アパート等の持ち主またはその管理会社との連携は図られているのかについてお答えします。現在当町においては、外国籍住民の雇用に関する連携は十分に図られているとは言えない状況にあると思っております。現状、連携の重要性は認識しておりますので、今後の改善が必要であると考えています。

まず、外国籍住民の雇用に関しては、近年、国内における労働力不足が深刻化している中で、外国人材の重要性が増しているのはご承知のことと存じます。そのような中で、雇用主や派遣業者との連携が不十分であるため、外国籍住民が適切な就労環境を得ることが難しい状況もあるのではないかと思っております。具体的には、外国籍住民がどのような職種に就いているのか、またその労働条件や待遇についての情報が十分に共有されていないため、雇用主側も適切な対応ができていないケースが見受けられます。

さらに、アパート等の持ち主や管理会社との連携も同様に課題があります。外国籍住民が安心して住むことができる住環境を整えるためには、アパート等の持ち主や管理会社との協力が不可欠です。しかしながら、現状では外国籍住民に対する理解や配慮が不足しがちなため、入居を拒まれるケースやごみの出し方等のトラブルが発生する状況もあります。このような状況を改善するためには、地域全体での意識改革と情報共有が必要だと思っております。

そうした中、増え続ける外国籍労働者について国も対応すべく、本年４月１日から特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令により、特定技能資格を有する外国籍従業員を雇用している企業や支援している登録支援機関は、市区町村に対し協力確認書を提出することとなりました。これにより、特定技能資格に限りますが、企業を通じて町からのお知らせの伝達をはじめ、外国籍従業員に関連する情報を提供してもらうことも可能となりました。現在、２４の企業や機関からの提出となっておりますが、日々、企業等から連絡を受けているところです。

こうした好条件が整いつつありますので､今後は､外国籍住民の雇用促進と生活支援を目的として、雇用主や管理会社等に対して外国籍住民の特性やニーズについて理解を深めてもらう取組を進めながら、連携を強化し、外国籍住民が安心して働き、生活できる環境を整備するために努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、２点目の、国際交流協会等による外国籍住民専用の相談窓口の設置は考えないのかについてですが、現状、国際交流協会等に担っていただくのは難しいと考えます。現在、多文化共生推進を中心となって担っていただいている国際交流協会では、日本語教室を開催していただいておりますが、その運営も厳しく、全て無償のボランティアで行っています。新規学習者の受入れも、期限を区切って受け入れている状況です。

相談窓口を設置するには、相応の専門的な知識や経験を持ったスタッフと、その費用が必要となりますので、現状、確保は難しく、併せて、設置場所についても住民課や役場入り口付近が理想だとは思いますが、手狭となった今の庁舎では、場所の確保も厳しい状況にあります。

現在は、群馬県が行っている外国人総合相談窓口を、住民課窓口の職員の協力を得て伝えていただき、活用していただくようご案内しているというのが現状です。

しかしながら、ご案内のとおり、当町においても外国籍住民の数は増加しており、外国籍の方々が安心して生活できる環境を整えることは、地域の活性化や多文化共生社会の実現に寄与するものでありますので、専門的な知識や経験を持ったスタッフによる専用の相談窓口が設置されることで、より一層の利便性向上が期待できると考えます。相談窓口の設置は、地域住民との交流を促進し、相互理解を深める機会にもなり、外国籍住民が地域社会に参加しやすくなることで、地域全体の活性化にもつながると考えますので、設置の可能性については、国際交流協会等との連携を強化しながら考えていければと思っています。

いずれにいたしましても、外国籍住民専用の相談窓口の設置は、多文化共生社会の実現に向けた一歩であり、地域全体の発展にも寄与するものと考えます。今後も引き続き、この課題に真摯に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

◇議長（石内國雄君）　教育長。

〔教育長　鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君）　松本幸喜議員の玉村町校内教育支援センターについての質問にお答えします。

まず、１点目の、現在対象となっている児童及び生徒の人数についてですが、校内教育支援センターは、誰一人取り残さない学びの保障に向けて設置されたものですので、その対象は全児童生徒ということになりますが、今年度、実際に校内教育支援センターで日常的・継続的な支援を受けている児童生徒数は、５月末現在で小学校５校で１５人、中学校２校で１３人になります。ただし、それ以外にも、必要に応じて一時的な支援を受けている児童生徒も数名おります。

また、対応職員数と勤務時間等の概要についてですが、今年度から、小学校では週に３日、教員免許を持ち、教職経験を有した支援員１名が１日５時間勤務をしております。中学校につきましては、現在運用中の教育相談室の機能を拡充する形で、支援員１名が、両校兼務で週２日ずつ、計４日、１日５時間勤務に当たっております。なお、支援員が勤務しない日につきましては、管理職や養護教諭、及び担当授業がない教員などが交代で支援に当たるなど、各学校で柔軟に対応しております。

次に、２点目の、特別支援学級との違いについてですが、特別支援学級は、通常の学級での学習が難しい障害のある児童生徒に対して、個々の教育的ニーズに応じた特別な支援を提供することを目的としています。

一方、校内教育支援センターは、障害の有無にかかわらず、全ての児童生徒がいつでも支援を受けることができますが、例えば、不登校傾向の児童生徒、強い不安や緊張で教室にいられない児童生徒、怒り、不安、混乱などの感情のコントロールが難しい児童生徒、学習に強い困難を抱える児童生徒等に対し、個に応じた適切な支援を行い、一人一人の自己肯定感を高め、社会的自立を促すことなどが期待されております。

次に、３点目の、利用場所、設備も含めた必要な空間設営についてですが、小学校につきましては、それぞれの学校の空き教室やスペース等を活用して新たに設置し、中学校につきましては、これまで教育相談室として活用していた教室を利用しております。

校内教育支援センターは、学びの場であるとともに、緊張や不安をほぐすような心理的支援を行ったり、友達とコミュニケーションを取りながら社会的スキルを育成したりする場でもあります。したがって、机が整然と並んでいるような画一的な空間ではなく、安心して多様な過ごし方、学び方ができるような空間が必要であると考えます。

町内小学校の校内教育支援センターでは、リラックスできるようなソファーを置いたり、丸テーブ

ルを置いてコミュニティーエリアを整えたり、床にカーペットを敷いたりなど、それぞれの学校で、児童生徒が安心して過ごせるような環境づくりを進めているところです。

最後に４点目の、インクルーシブ教育との関連性についてですが、インクルーシブ教育とは、全ての子供が共に学び、多様性を尊重し合う教育を目指す考え方です。インクルーシブ教育の推進においては、多様なニーズへの柔軟な対応が求められ、一人一人の違いを受け入れた教育環境の整備が必要となりますが、校内教育支援センターは、通常の教室で学ぶことが難しい児童生徒に対し、個別支援を行う場として機能し、結果として、全ての児童が所属する学級に安心して通い続けるための中間的・補完的支援の場となります。

また、児童生徒の状況に応じて、校内支援センターを利用しながらも、朝の会や行事、特定の授業には所属学級とともに参加する機会を確保するなど、分離ではなく、部分的な包摂を実現します。これにより、学校、学級からの排除ではなく、インクルーシブな学びへの橋渡しが可能になります。

さらには、特別支援教育コーディネーターを中心に、担任や他の教職員と連携し、支援の在り方を学校全体で考える仕組みづくりに寄与することで、結果として、個別支援だけでなく、学校全体のインクルーシブ教育体制の推進にもつながっていくと考えております。

町教育委員会といたしましても、校内教育支援センターが、インクルーシブ教育を学校文化として根付かせる重要な拠点の１つとなるよう、適切な環境や支援体制の一層の充実に向けて、継続的に研究を進めていきたいと考えておりますので、今後もご理解とご支援をお願いいたします。

次に、松本議員のインクルーシブ教育についてのご質問にお答えします。先日、大阪市立大空小学校の初代校長として、全ての子供たちがともに学ぶ学校づくりを実現した木村泰子先生に上陽小学校にお越しいただき、ご講演をいただきました。自分の学校、上陽小学校を自分がつくっていますかと題したその講演は、子供も大人も、学校づくりを自分事として考えることの大切さを考え直したり、障害の捉え方についてのこれまでの考え方を揺さぶられたりするような非常に心に残るものとなりました。

インクルーシブ教育につきましては、令和６年度から上陽小学校が文部科学省及び群馬県教育委員会の指定を受けて、様々な取組を行っております。昨年度は、上陽小の特別支援学級の児童と伊勢崎特別支援学校の児童の交流活動が継続的に行われ、指定２年目である今年度は、通常学級の児童もそこに加わり、さらなる授業実践を進める計画です。令和８年度までの３年間の指定期間の終了後は、モデル校である上陽小と伊勢崎特別支援学校の取組の成果が、群馬県内及び全国の他地域に発信されていく計画となっております。

松本議員のご質問の１つ目にあります、町内の他の小中学校では、インクルーシブ教育の導入のための準備をどのように行っているかについてですが、文部科学省や群馬県教育委員会が今後どのような制度設計や方針を持ってインクルーシブ教育を展開していくのかは不確定であり、それに合わせた準備について明確にここで回答するのは難しい状況です。

ただし、全ての子供たちが共に学べる学校づくりは、玉村町教育委員会が目指すところと一致しており、先ほど答弁したとおり、今年度からスタートした校内教育支援センターの取組もその１つです。また、各学校での複数担任制や、小学校の教科担任制の拡大により、多くの教職員の目で子供たちの多様なよさを見取り、一人一人の個性を生かす支援の広がりも、インクルーシブ教育を展開する上での基盤となると考えております。

さらに障害や発達の困難さを持つ子供が、よりきめ細かく学んだり、他者と関わったりする際の支援に当たる町費の介助員や補助員について、今後も必要十分な人員を確保するとともに、特別支援学級の児童生徒が通常学級での授業に参加する際の適切な支援の在り方等について、モデル校である上陽小の授業実践のノウハウを、他の学校の介助員や補助員にもしっかりと共有していけるような方策を工夫していきたいと考えております。

次に、ご質問２つ目の、他の学校の教員の研修等はどのように行われているのかについてお答えします。インクルーシブ教育が進み、障害等の有無にかかわらず、共に学ぶ環境をつくるということは、これまでのように学年・学級等の単位で、子供たちがほぼ同じ目標に向けて学習や諸活動を行うのではなく、異なる目標の子供たちが同じ場に混在する状況が増えるということになります。当然、授業においては、旧来のような一斉授業中心の学習だけでは全ての子供に対応することは不可能です。各学校ではここ数年、個別最適な学びや自由進度学習に関する授業実践や研修が進められてきており、これはインクルーシブ教育の実現には欠かせない取組です。子供一人一人の力や得意な学び方、どのように学習を進めたいかという思いや願いを最大限に生かした授業の在り方を、県教育委員会の助言も受けながら進めているところです。

また、インクルーシブ教育の環境の中では、子供たち自身が友達やその時々の状況に主体的に関わっていけるようになることが必要です。玉村町では、「自ら考え判断し、自ら行動できる子供」を目指す子供像として学校教育を行っており、その実現のためには、子供たちの非認知能力にこれまで以上に着目していくことが重要です。非認知能力の育成については、現在南中学校が県の研究指定校として生徒主体の様々な実践を行って、その成果を上げておりますが、そのノウハウの共有化を図りながら、各学校の主体的な取組が一層充実するよう、継続的な支援を行っていきます。

いずれにせよ、全ての子供が共に学び、多様性を尊重し合う教育を実りあるものにするためには、インクルーシブな環境の構築や、状況に応じた子供たちへの適切な支援等の在り方に関わる全教職員の共通理解、そして共通実践が何より重要です。今後も啓発に向けた効果的な研修の実施や、情報共有の在り方を工夫していきたいと思います。

そのための一助として、今年１１月に全教職員を対象とした全体研修会の講師として、木村泰子先生を改めて招聘する計画を進めているところであり、町教育委員会といたしましては、インクルーシブ教育の展開に向けた様々な取組の充実に継続的に努めていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、松本議員の、小中学校体育館の冷房の活用についての質問にお答えします。まず、１点目の、社会体育（学校開放事業）において、冷房施設を利用できない理由は何かについてお答えします。近年、地球温暖化やヒートアイランド現象等による平均気温の上昇に対して、夏場の教育活動を安全に実施するための適切な学習環境づくりの必要性がますます高まっています。玉村町では、令和６年度に玉村中学校、南中学校で、体育館にエアコン設置工事が行われましたが、今回のエアコン設置は、猛暑下での教育活動時における生徒の体調悪化の回避と、災害時に体育館を避難所にした場合の、避難所の安全な生活環境の維持を主な目的としたものです。

しかし、広大な空間を有する体育館でエアコンを稼働することには、膨大な電気エネルギーの消費が伴い、電気料金の高騰とともに、室外機からの排熱によるヒートアイランド現象や、温室効果ガスの排出といった環境に負荷を与えるという側面や、町が策定し、その達成に向けて着実に取組を進めているCO_2削減計画に多大な影響を与える可能性があるという側面も持っています。

また、令和７年４月に町教育委員会が制定した、学校の空調設備の運用指針の中でも、エアコンの稼働の目安については、気温３０度以上の暑さが続くと見込まれるときを原則としており、稼働の期間及び前提条件は、６月中旬から９月中旬の授業時間内及び部活動時間内を基本とし、設定温度については２８度を下限としております。

これらの理由により、昼間に比べると室温の低下が想定される夜間の学校開放事業においては、体育館のエアコン使用は許可しておりません。また、各学校に対しては、熱中症警戒アラートが発令された場合や、運動に不適切な環境下であると判断された場合には、部活動等の運動を中止するよう指導しておりますので、夜間の学校開放事業を利用する各団体に対しまして、室温や湿度等を十分考慮の上、体調の悪化等が想定される場合には活動自体を休止していただくことをお勧めしております。

あわせて、現実的な問題として、猛暑下で体育館のエアコンをフル稼働した場合の実際の電気使用量が、現時点では試算の段階にとどまっておりまして、今後年間の電気料金の実績を詳細に分析していく必要があります。

地域スポーツ団体等に学校体育館のエアコン利用を許可している、県内県外様々な地方自治体の情報を収集したところ、２時間程度の利用で、５，０００円程度の受益者負担をお願いしているところが多いことから、小中学校７校のエアコン設置が完了した後は、相当な電気料金の追加負担が発生することが推測され、町の予算編成にも大きな影響が出る可能性があることも、利用を許可することに慎重な理由の１つです。

しかしながら、この方針はあくまでも現時点のものであり、今後の電気使用量の推移や、近隣市町村の判断や対応等に関わる情報を精査するとともに、地球温暖化の影響によるさらなる環境悪化の状況も考慮しながら、受益者負担の導入の可否も含めて、今後も慎重に検討を行っていきたいと考えております。

次に、２点目の、部活動の地域移行と絡めて、学校とはどのような話合いが行われているかについ

てお答えします。先ほど学校の空調設備の運用指針に触れましたが、授業時間内及び部活動時間内が稼働の前提条件となっておりますので、現時点においては運用上の支障は特にございません。

なお、地域のスポーツクラブ等の協力により、現在屋外の４種目の実施されている地域クラブ活動が、今後将来的に屋内競技に広がっていった場合には、運用指針の見直しも含めて、学校及び関係諸団体としっかりと協議しながら、適切に判断していきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君）　大変丁寧な答弁、ありがとうございます。聞くことがないくらい詳しく、いろいろな方針も含めて、これから大変期待できる教育内容になっているかなと思います。

まず１つ目の教育支援センターについてなのですけれども、現在玉村町の不登校児童生徒の総数は何名くらいになっているでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　現在のところ、４月からの不登校児童生徒につきまして、今のところ５月ですと、３０日以上の不登校についてはございません。ただ、昨年度につきましては、小学校については４０名程度おりますし、中学校についても同様程度おります。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君）　３０日以上が基準になっているかと思うのですけれども、全く学校に来られない、場合によってはひきこもり状態になっている生徒というのはいらっしゃるのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　現在のところ、引き籠もって全く学校に来られていない、あるいは学校との関わりがないという児童生徒については、玉村町は一人もおりません。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君）　そうすると、何らかの形で学校には何日かは登校できているというようなこと、または人との関わりというのが継続的に保たれているという理解でよろしいでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　そのとおりです。全ての子供に対して学校の教職員、あるいは教育支援センターふれあい、その他教育委員会であるとか、いろいろな他機関も含めて対応しておりますので、全く声がかけられないという児童生徒については、現在ない状況になります。

◇**議長（石内國雄君）**　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇**３番（松本幸喜君）**　群馬県内でいいますと、不登校児童生徒数過去最高ということで、ここ１０年間年々更新され、過去最高がずっと続いている。そういう中で、こういった成果というのは極めてすばらしいかなと思っています。

今回、県内で初めて校内教育支援センターが設置されて、設置された方向についても、先ほど教育長から説明がありましたけれども、学校に登校させるための施設ではなくて、学校にいることが楽しいと感じられる、ちょうど家と学校との中間的な位置づけの施設になると本当にいいなと思っていたのですけれども、そのとおりの答弁だったように思います。そういう理解でよろしいでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇**学校教育課長（青木栄二君）**　今おっしゃっていただいたとおり、そのような形で今進めているところです。

◇**議長（石内國雄君）**　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇**３番（松本幸喜君）**　単なる理念だけではなくて、具体的な手だてがそういう形で図られているというところは大変感動しました。

次に、インクルーシブ教育なのですけれども、障害がある子とない子が一緒に生活するということに関して、違和感を感じる方、そんなことできないのではないかと思われる方がいるのですけれども、今から振り返ると、私自身がそういう障害のある子と一緒に生活をしてきた経験があります。分けることによって生まれた障害観というのがあります。今後こういった障害観、見方、そういうものも変わっていくものと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。この間、木村先生の講演に参加させていただきました。木村先生の問いかけに対して、３０名を超える生徒が前のほうに行って、自分の言葉でみんなの学校の感想を一言ずつですけれども、自分の言葉で発表できた。この自己肯定感の高さですとか、しっかりした自発的な行動の取れる、そういう生徒が育っているなと。たった１年でこんなに変わるのかなと感動したのですけれども、ぜひそういう方向で今後も発展していけたらと、単なる知識偏重の教育ではなくて、本当の意味の目指すべき教育というものに、やっと取り組めるようになったかなと思います。

あとは、現実的な問題なのですけれども、社会体育との関係になります。学校でいろいろと管理上の問題もあるかと思うのですけれども、社会体育の場も生徒にとっては大変重要な運動の場であるかと思います。その辺について、学校としては社会体育をどのように評価されているのでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇**学校教育課長（青木栄二君）**　学校教育としましては、今後部活動の地域移行、地域展開という形が取られていく中で、各町の中で行われている社会体育については、これから一緒にやっていかなければならないものだと感じておりますし、そこに部活動が地域に展開できるように、学校や地域と連携しながら行っていくことが非常に重要だと捉えているところです。

◇**議長（石内國雄君）**　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇**３番（松本幸喜君）**　種目ごとに、競技ごとに必要になるものと、それほど必要としないものといろいろあるかと思うのですけれども、断る理由は幾らでもあると思うのです。だけれども、どういう要件を満たせば受入れが可能なのか、その辺の要件についてどのようにお考えでしょうか。

◇**議長（石内國雄君）**　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇**学校教育課長（青木栄二君）**　今のご質問については、空調をつけるかつけないかの受入れということでよろしいですか。空調につきましては、中学校に昨年度設置されました。実際にまだ、学校で使用している実態はありません。これから実際に空調を使って部活動を行ったり、体育を行ったりと活動が行われていくかと思います。その中で、初めていろいろと分かることがあるかと思います。空調使用前に電気代の試算はしておりますが、その結果により使わせないということではなくて、実際に使ってみた状況を鑑みて、その状況から今後運用指針を変更していきながら、地域での活動に使える場面があれば、そのようにも変えていきたいとも思っています。実際小学校には今年度空調が設置されますので、小学校の体育館、中学校の体育館でどのようにしていくかということを検討していきたいと考えておるところです。

◇**議長（石内國雄君）**　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇**３番（松本幸喜君）**　今後考えていただけるということで、社会体育の場合、社会人が入りますので、その辺の費用負担をしてでもいいので空調を使用したいという声も聞かれますので、そういうことも含めて、あとは学校の施設を開放するということは、その管理も戸締まりですとか、電源の切れ忘れはないかとか、そういったところの負担というのも、学校の職員の立場に立つと大きいかなと思います。そういったところを調整しながら、できない理由を探すのは幾らでもあると思いますが、どういう要件が満たされればできるのか。そのような視点で今後も考えていただければと思います。よろしくお願いしたいと思います。

次に、４つ目、共生社会の実現に向けた取組ということでお聞きしたいと思います。玉村町の人口は３万５，０００人と言われていますが、実質、その中で１，５００人は外国籍の方です。北地区工業団地、こういったものの開発が進めば進むほど、外国籍の労働力を必要とすることになってくると思いますので、今後も増え続ける可能性というのは非常に高いと考えていますが、その辺インクルー

シブの、これは社会版です。学校の教育だけではなくて、地域社会としてもインクルーシブをしていく必要性というのが非常に求められてくると感じています。

私も区長をやっていたときに、ある一部の地区だけ物すごいごみの量、それこそ背丈を超えるくらいの生ごみの山のところがあったのです。そういうところで個人に話しかけても、非常に情報が伝わりづらい。そこで何をやったかというと、派遣会社に連絡を取ったり、勤め先の企業に連絡を取ったりして、地域の現状をお伝えして、曜日、ごみ出しの日だとか、ごみの始末の仕方ですとか、それをそういったところから連絡をしてもらうようにしました。まだまだ分別等は不十分なところはあるのですけれども、生ごみの山というのは消えました。なくなったのです。知らないでやっている。自分たちの国の中では、そういうものはほとんど分別されずに、捨てる場所に捨てるというだけだったのですけれども、そういうルールがあるのだ、というのをそこで初めて気がつくというケースも多々あるかと思うのです。その辺どのように考えているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君）　お答えいたします。

松本議員がおっしゃられたとおり、昨年４月の入管法の改正によりまして、国策として外国籍労働者の受入れが積極的に進められているということがあります。玉村町においても、外国籍住民の増加が顕著となっておりまして、現在では約１，６００人、人口割合でいいますと約４．５％の方々が玉村町で暮らしているということです。そうした中、町では外国籍の方々の転入に当たりましては、企業や外国籍の方を多く送り出している派遣会社さん等に対しまして、ごみの出し方をはじめ、日常生活に必要なことはしっかりとした対応、指導、教育なり、適切なアドバイスをしていただけるように協力要請をしておりまして、連携を図っているということです。

また、町長の答弁にもありましたとおり、本年４月の入管法の改正によりまして、またこれまで以上に情報共有が可能となりましたので、今後におきましても、そういった連携強化に努めながら、ごみの出し方についても、クリーンセンターとも連携を図る中で、どういった方法で外国籍の方々に伝えたらいいかということも踏まえまして検討させていただきながら、適切な対応を図っていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君）　いろいろな窓口、方向から対応を考えていかないと、日常の生活を維持するというのが難しい側面も出てくると思います。そうすると単純に、外国人は、みたいな言われ方になってしまうのです。区の役員をやっているときに３年間ほど、自分の地区のごみステーションを見てきたのですけれども、それを見ると、やはり日本人だって同じなのです。守る人はちゃんと守ってくれます。守らない人は守らないで適当にやってしまいます。そういう中で、そういう外国人であるか

らどうこうというような偏見につながらないように、ぜひ対応のほうを、情報を伝えられるような仕組みづくりが大事かなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それをある程度制度化しないと、継続的なものというのはなかなか図れないのではないかなと思います。そろそろ国際交流、共生社会に向けた専門的な窓口というのも考える必要があるのではないかと思いますけれども、町長はどのようにお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　いつも自分もそうなのだけれども、共生社会という言葉を使うのですけれども、この共生という言葉は耳ざわりがいいので、すっといってしまうのです。もっとざらざら感があるものではないかなといろいろ考えてきたのだけれども、外国人だけではないのだけれども、我々は相互依存、依存し合っているという、特に米の値段が高い安いで、そうなると農業者と消費者というものが対立関係にあるのではなくて、まさに依存してしまっているという、その相互依存の関係にあるということを自覚して地域づくりを丁寧に進めていくと、ここが解決の１つになると思います。解決というか、それは共感とか共鳴とか、一緒に同じ時代に同じ地域で生きているということはこういうことなのだなということにたどり着くと思うので、そういう意味では、お互い依存し合っているのだということも踏まえて、相談窓口などはやはり身近なものとして、例えば今のところなかなかできないのだけれども、いろんなところのつながりによって、その情報をまとめることによって当面対応できるかどうかということも踏まえながら、とにかく相互理解、相互依存という関係を自覚しながら、地域を１日１日進めていくということが、これからの町にとっても、社会にとっても必要なのかと思いますので、そのような形での外国人の窓口採用とか、共生社会の組立てを進めていこうと思っています。

◇議長（石内國雄君）　３番松本幸喜議員。

〔３番　松本幸喜君発言〕

◇３番（松本幸喜君）　町長が今おっしゃられたとおり、共生社会の実現という耳なじみのいいもので済まされるものではなくて、日常の生活、そういったものの中で様々な問題が生まれてきていますので、日常に迫れる施策といいますか、対策が必要になってくると思うのです。それぞれの理解も必要ですし、地域社会そのものが担わなければならない部分というのも非常に大きいとは思いますけれども、そこのところを、仲立ちするのが行政かなとも思いますので、とても大変な課題かなとは思いますけれども、ぜひ頑張っていただけたらなと思います。

できれば庁舎の増設みたいなことを考えているとお聞きしているのですけれども、こどもまんなかセンターの問題もあります。フードバンク、ぱる、こういったところももう限界に近いくらいに随分活動しています。すごいと思います。そういったところですとか、子ども育成課でやっている活動ですとか、そういったものをまとめた新しい施設を造る、そうすることで庁舎内がもう少し空間が広が

る使い方ができる、そういうようなことも含めて考えていただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わりにしたいと思います。

◇**議長（石内國雄君）**　休憩いたします。午後２時に再開いたします。

午前１１時５１分休憩

午後２時再開

◇**副議長（新井賢次君）**　再開します。

石内議長は、午後、体調不良のため欠席です。

地方自治法第１０６条第１項により、副議長の私が、議長の職務を行います。よろしくお願いします。

◇**副議長（新井賢次君）**　次に、８番三友美惠子議員の発言を許します。

〔８番　三友美惠子君登壇〕

◇**８番（三友美惠子君）**　皆さん、こんにちは。８番三友美惠子でございます。

最近頻繁に、逆走による交通事故や飲酒運転による交通事故、そして児童の列に車が突っ込む、誰でもよかったという何とも言えない殺人、主食であるお米さえも安心して食べられない。日本はどうなってしまったのでしょうか。安心、安全といいながら、安心、安全が遠のいていくような感じがいたします。まずは、私たちは自分のできることからやっていくしかありません。先ほど笠原議員が挨拶が大事と言いましたけれども、４月、ずっと子供を送りながら通学路を歩いていると、東のほうから西に向かって外国人の女の人が１０人くらい自転車に乗ってくるのです。それを１か月間、おはようございますと挨拶を繰り返していましたら、だんだんその外国人の方の挨拶の仕方がにこやかになってきました。やはり挨拶をするということは、人と人との心が通じることなのだなと思いました。挨拶されて疎外感を持つ人はいない、そう思っています。ですから、玉村町がこれから挨拶もいっぱいすることによって、人をはじかない、阻害しない社会をつくるということはすごく大事だなと思っていますので、笠原議員、すごい質問したなと思っています。みんなで挨拶することを大切にするのは大事だなと思いました。早く安心、安全な日本が取り戻せるといいと思います。

では、まず玉村町から変えていきたいと思います。今回は、住民の皆さんから要望のあった質問を幾つかいたします。１番、農繁期における啓蒙や看板設置の要望について。農繁期において町道（農業関係者は農道だと認識している道）に、農業用車両が駐車しているところに時々起こるいざこざについて、町はどのように考えていますか。また、農繁期には農業車両の優先をお願いする啓蒙や、町民に理解をしていただくための看板などを立てていただきたい、そのような要望がありました。

２番、飲酒運転禁止の啓蒙活動について。最近、飲酒運転での事故が多発しています。玉村町では、

公用車を運転する際のアルコール検知器での確認は行っているか、町民の方から尋ねられました。また、規則等への明記はしてありますか。取締りは警察の領域かもしれませんが、登下校時の子供たちの安全に関わる問題でもあります。町全体で飲酒運転禁止の啓蒙活動は大事なことであると思いますが、どうですか。最近、ボランティアで道路の缶拾いをやっていますと、昔はジュースの缶が多かったのですが、最近はビールの缶がほとんどです。ビールも、アルコール度数が低いものもありますから、それをビールだと認識しないで飲んでいる方もいらっしゃるのだと思うのですが、ほとんどがビールの缶です。これではやはりよくないと思いますので、ぜひ飲んだら乗るなを啓蒙していただければと思います。

３番、緊急防犯対策機器購入費補助金について。緊急防犯対策機器購入費補助金は４月１日開始で、４月１４日が窓口申請の期限でありました。４６１件、８００万円の予算が終了でした。この状況を見る限り、何らかの防犯対策をしたいと思っている方々が多いということが分かります。気がついたときには申請期限が過ぎてしまい、申請できなかったという方からの要望をいただきました。町独自で対策費を捻出できないものでしょうか。

また、検証というところまではいかないでしょうが、防犯カメラは何台くらい設置できましたか。現在、町全体で防犯カメラの設置台数は何台くらいになりましたか。また、懸念として、防犯カメラ設置とプライバシーについての検証はどのようにしているか、伺います。

４番、玉村小学校の駐車場問題について。現在、登下校時の交通事故や、子供たちを狙った犯罪が増えています。玉村小学校には、北側の門の前に、住民にご寄附いただいた駐車場があります。その駐車場が現在満杯状態です。保護者の方々も自衛策としてのお迎え、子供が１時間もかけて家に歩いて帰ってきたのでは塾に間に合わず、お迎えに来るケース、そして通級教室が玉村小学校にできたことによる保護者のお迎え、放課後児童クラブのお迎えと、様々な理由でお迎えの車の台数は増加しています。

また、放課後児童クラブの先生の駐車場としても使用しています。現在、児童の下校時は車であふれています。また、雨のときなどは路上駐車も多くあります。一番問題なのは、北側は歩いて帰る多くの子供たちも使う門でもあります。車の出入りと子供たちの交差する、極めて危険な箇所であると日頃思っています。事故が起こらないうちに早急な対策が必要と考えます。本年度より、玉村小学校はプールの使用を停止いたしました。プール解体が早急にできれば、駐車場問題も解決できると思いますが、どうでしょうか。

５番、図書館について。昨年９月の民生文教常任委員会の所管事務調査を踏まえての質問です。令和５年度の貸出し率が県内第４位ということ、すばらしい成績であります。そして、図書館がたくさんの事業を行い頑張っていることは、報告書によりよく分かりました。本屋さんのない玉村町にとって大切な図書館。さらなる利用促進を願って質問いたします。

１、令和３年から５年までの３年間の入館者数と貸出し件数が増加している要因は何ですか。

２、図書館の課題の中で利用者の減少とあり、１３歳から２２歳までの利用者の減少とあるが、これについての対策はありますか。１３歳から２２歳は、高校生と大学生という年代であります。学校の図書館で間に合うのか、地域の図書館に来る必要がないのか、問題はどこにあるかにより対策が違うと思いますが、どうでしょうか。

３、高齢者に向けてのサービスとして、大活字本の拡充とあるが、どの程度増えていますか。

４、高齢者向けのイベントの開催とありますが、どのようなことを考えていますか。

５、電子図書の購入はどの程度進んでいますか。

６、移動図書館について、拡充の予定はありますか。現在は、子育て支援センターのみでありますが、放課後児童クラブや老人福祉センターなどに、移動図書館というか、本を持っていくというようなニーズの掘り起こしはしてあるでしょうか。

以上で第１回の質問を終わります。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　それでは、三友美惠子議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、農繁期における啓蒙や看板設置の要望についてお答えします。米麦の農繁期におきましては、農業者が圃場へ農機具を搬入出する際などに、町道において、農業用車両と一般車両との混在が起こることがございます。そのことにより、トラブルが発生したといった情報が、昨年度に１件あったとの情報が寄せられております。町道は、誰でも通行できる公衆用道路になりますので、農繁期であっても、原則一般車両の通行に支障が生じないよう、農業者の皆さんにも配慮していただく必要があると考えています。トラブルや事故が起こらないよう、事前の対策を講じることが最も重要ですので、今後はホームページなどを通じて、通行者、農業者双方へ配慮のお願いを啓発していきたいと考えています。

また、農繁期における農業用車両の優先をお願いする看板設置についてですが、先ほど申しましたとおり、町道は公衆用道路ですので、交通規制等につながるような表現の看板設置は難しいと考えておりますが、車両の通行状況等から、危険と思われる事態が発生しやすいと思われる場合には、事故抑止対策を含め、関係機関と協議していきたいと考えております。

次に、飲酒運転禁止の啓蒙活動等について、お答えします。まず、公用車を運転する際の、アルコール検知器による確認についてですが、運転前と運転後に確認を徹底しています。これは、道路交通法に基づくもので､令和５年１２月１日からアルコール検知器による確認が義務化されたことに伴い、実施しています。あわせて、酒気帯び確認記録簿は、１年間の保存が義務づけられており、各公用車を管理する課で保存しています。このように、現在、アルコールチェックを徹底していますが、同時に飲酒運転を絶対に行わないという意識づけも重要であると考えています。そのため、職員に対して随時、注意喚起を行い、意識の向上を図ることで、職員一人一人が責任ある行動を取れるよう努めて

おります。

また、一般の方への飲酒運転禁止の啓蒙活動も、議員ご指摘のとおり、当然大事だと考えています。昨年も冬の交通安全運動時には、飲食店利用者が飲酒運転をしないように、町内飲食店に啓発品を配布するといった啓蒙を行っています。今後も、同様の活動を継続していく予定です。

次に、緊急防犯対策機器購入費補助金についてお答えします。浅見議員、堀越議員のご質問でもお答えしましたとおり、活用できる交付金があれば検討したいと考えております。今後、経済産業課で行うリフォーム支援事業補助金において、防犯・防災設備工事も補助対象としておりますので、そちらの活用を考えていただけたらと思います。

なお、防犯カメラの設置台数ですありますが、本事業により、防犯カメラは２３７台の設置がありました。ほかに、カメラ付きインターホン１４４台、センサーライト３８０台、防犯フィルム９３個、補助錠５０個の設置があったところです。

また、町として管理する防犯カメラは、街頭防犯カメラや学校などの公共施設に設置されているものもあり、現在１００台ほどあります。

それから、プライバシーに関する懸念についてですが、今回の補助金では防犯カメラ設置に対する条件として、撮影範囲に近隣住宅が含まれる場合は、対象者宅の承諾が得られているものという条件をつけることで、プライバシーが侵害されないように配慮しています。町が管理する防犯カメラにつきましても、玉村町街頭防犯カメラ設置管理要綱に基づき、特定の町民や建物を監視することがないように運用しております。

次の、玉村小学校の駐車場問題について、図書館についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇副議長（新井賢次君）　教育長。

〔教育長　鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君）　三友美惠子議員の玉村小学校の駐車場問題についてのご質問にお答えします。

三友議員のご心配のとおり、現在、児童の登下校時の列に自動車が突っ込み、児童がけがを負う事故が連日、テレビやネット等で放送されております。町教育委員会といたしましても、校園長会議で直接、校園長に対し、児童生徒の登下校における交通安全の徹底について指示し、児童生徒の交通事故防止の徹底に努めているところでございます。

議員ご指摘の玉村小学校の北側の門の前の駐車場ですが、現在は主に、通級指導教室へ通う児童の送迎で来校する保護者と、放課後児童クラブへ迎えに来る保護者の駐車場として活用しております。また、玉村小学校の職員及び放課後児童クラブの職員の駐車場としても活用させていただいております。そのため、玉村小学校以外の児童が通級指導教室で指導を受けるために保護者が送迎する車と、何らかの理由で玉村小学校の児童を迎えに来る保護者の車が、ちょうど同じ時間帯に到着するため、

小学校の北門の前の駐車場が満車状態になることがあります。特に雨の日には、児童を迎えに来る保護者が増えるため、北門の前の駐車場がいっぱいになり、路上駐車をする保護者も出てきているようです。

現在、この状況を解消できるよう、放課後児童クラブ及び所管する子ども育成課、玉村小学校及び町教育委員会で協議を重ねているところです。三友議員がご心配されています、北門から下校する児童の安全を第一に考えながら、駐車場を利用する保護者や職員の理解が図れるような改善策の検討を早急に進めてまいりたいと考えております。

具体的には、校舎及び体育館の北側にある樹木を伐採し、校内の駐車スペースを確保することで、学校職員及び放課後児童クラブの職員の一部の車を校内に駐車できるようにすることや、保護者のお迎えの時間を少しずらしていただくよう依頼することで、児童の下校で一番混み合う時間帯の車を分散させたりするなどの対策を進めていきたいと考えております。校舎及び体育館北側の樹木の伐採については随時進めているところでございますので、機会がございましたら、三友議員からも保護者の皆様にお伝えいただければ幸いです。

なお、玉村小学校のプールを解体し、駐車場にするということにつきましては、問題の解決策として傾聴に値する方策の１つであると考えます。大規模な予算を伴う様々な事業の優先順位の関係から、速やかに実施に移すというわけにはいかないかもしれませんが、今後、町財政当局とも協議しながら、学校施設の修繕、改修計画にしっかりと盛り込めるよう努力してまいりたいと思いますので、ご支援よろしくお願いいたします。

次に、三友議員の図書館についてのご質問にお答えいたします。まずは、三友議員が図書館に対する温かい応援メッセージをくださったことに厚く感謝を申し上げます。町立図書館職員一同、今後ともよりよい図書館運営に向けて一層の努力を行う所存でございます。

まず、ご質問の１点目の利用者増加の要因についてですが、増加の要因は、率直にコロナ禍が明けたことによる人の動きの回復であると考えております。また、図書館の利用が再び習慣化し、２週間後の返却日に合わせて、定期的に利用してくださる利用者が増えたものと推測しております。

次に、２点目の１３歳から２２歳までの貸出し者数減少の対策についてですが、これは全国的な課題でもあります。特に近年、地域の書店の減少、情報収集の手段としてのスマートフォンへの依存など、本に親しんだり、調べ物に本を利用したりすることが減っていることなどが要因であると考えております。近年、図書館の役割は、本によって利用者へ様々な「知る」という体験を提供する貸出し型図書館から、より多くの学びのある滞在型図書館へ変わりつつあります。そこで、町立図書館では、特集による本以外のものの展示、文化財係や文化振興財団のイベントとコラボした特集や講座、集会室、学習室の利活用などにも力を入れており、令和６年度は、図書館の集会室、学習室利用者が増加し、前年度と比較して２５％もの増加となりました。

しかし、幼少期や青年期に本に親しむことはとても大切であることから、町は１８歳未満の子供を

対象とした玉村町子ども読書活動推進計画を作成したところであり、今後は、学校や学校図書館、学校図書整理員との連携を一層進めていきたいと考えております。

また、集会室は、中高校生や大学生の利用割合が高く、その方々に図書館の本を借りてもらえるよう、青年期の方向けの本をそろえたヤングアダルトコーナーを設けましたので、今後の広がりを期待しています。

次に、３点目の大活字本の拡充についてですが、大活字本は令和４年度に７点、令和５年度に１点、令和６年度に１２点を購入いたしました。そもそも大活字本は刊行点数が少なく、１点当たりも高価なのですが、今後も購入を続け、充実させていきたいと考えております。

次に、４点目の高齢者向けのイベントについてですが、令和６年度は一般の方も対象者に含めた日本語講座を開催しました。これは、言語を学ぶのではなく、言葉遊びで日本語の持つ楽しさを、参加者皆さんで共有することができた講座でした。また、文化振興財団の劇団シェイクスピアシアターの上演に合わせて、事前にシェイクスピアを学ぶ講座を行いました。講座を行う時期には、これらのテーマの関連本コーナーを図書館内に設けるようにしております。今年度も、災害を考える講座や上毛かるたを取り上げる講座などを図書館から発信していく予定となっておりますので、高齢者の皆様はもちろんのこと、多くの町民の皆様のご参加をお待ちしております。

次に、５点目の電子図書の購入についてですが、現時点では未購入となっております。現在、全国的には３割弱の市町村図書館で電子図書が導入されていると承知しておりますが、大きく普及していかない要因として、電子図書のシステム導入時に多額の費用がかかり、維持管理のための費用も毎年発生する点や、全ての図書の電子版が販売されているわけではない点などが挙げられておりますが、こうした点も考慮しながら、引き続き研究していきたいと考えております。

ところで、この春、館内にりんごの棚というコーナーを設けました。これはスウェーデンの図書館で始まったサービスで、視覚障害の方向けに点字付き絵本や、絵の部分が隆起印刷している本など、目が見える人とも一緒に楽しめる工夫がされている本を展示しました。これは、電子図書にはないよさですので、こうした点も勘案しながら、図書館運営のさらなる工夫・改善を図っていきたいと思います。

最後に、６点目の移動図書館についてですが、現段階では子育て支援センターでの実施を計画しておりますが、今後の拡充についても検討していきたいと考えております。なお、５月２４日に重田家住宅でのイベントで、ボランティアによる読み聞かせと町立図書館の宣伝を行いました。これは、移動図書館ではございませんが、従来の移動図書館に限らず、場所を変えての様々な図書館活動を今後とも様々計画していきたいと考えております。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　最初から行きましょうか。農業の農繁期の看板を設置するのはちょっと無

理なのでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　ご質問にお答えいたします。

まず、圃場の周りに網の目に走っております道につきましては、あちらは厳密にいいますと道路法による道路、もう全て認定番号がついているということで、実質上は道路法による道路で公衆用道路という位置づけになっております。そういった中で、基本的に圃場の出入りに使われるというところもあるのですが、実際には一般の方も通行は可能です、という道路になっております。そういった中で看板、文言にもよってくるかと思うのですが、看板の文言により、一般の通行を遮断するような、そういった行為に結びつくような看板でございますと、いわゆる交通規制、規制の看板と同等と思われる可能性がございます。そういったこともございますので、まずは看板設置というよりは、通行者、それから農業者双方で農繁期につきましては協力いただきまして、トラブルがないような配慮をしていただけるよう、まずホームページ、広報等で周知をしまして、皆さんのご協力を呼びかけたいと考えております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　町長がさっき答弁の中で、去年１件、いざこざがあったというような話ですけれども、もう何年も前に町長座談会で、現町長ではなかった町長のときの座談会で、やはりこういうことがあるので、何とかしてくれという話を私は聞いたことがあります。その後も全然対策は取られないで、またここに来てこういうことが起きています。全部に看板をつけろと私は言っているわけではないのです。特に激しい道とか、そういういざこざのあった道とか、そういうところを農業者に聞きながら、止めるとか、そういう話ではなくて、注意喚起ができるような看板を立てておいてもらえば、ここは農繁期は非常に混雑しますとか、そういう文言だけでもいいと思うのです。普通の人は農繁期がいつあるのかも知らないから、あっ、来てしまったみたいなこともあると思うのです。何日からどのくらいの間は農繁期になりますよみたいな、そういう表示でもいいと思うのです。通行には気をつけてくださいという表示でいいと思う。

だから、誰と言わなくてもいいのではないですか。通る人全てに対して、この農繁期の時期は混雑することが予想されますので、お気をつけください、みたいな看板でもいいと思うのです。そういう看板が１つあることによって、やはりみんなが気をつけるし、ふだん通っていて、ああ、ここは農繁期はこの時期なのだと、いつもこの時期に来て嫌な思いするなとか、そうに思った人が迂回してくれることでもいいと思うのです。普通の人に農繁期はいつだと言われてもほとんどの人は知らないですし、農業関係者しか知らないことですから、農業関係者のことを分かってもらう努力ですね。だから、

広報にも何月何日から何日は、道路の田んぼの周辺は混雑しますよとか、そういう、通行しないでくださいという看板ではなくて、広報にしても、気をつけてください、皆さんで気をつけ合いましょうみたいな、そんな看板が立てたり、広報ができればいいのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えします。

おっしゃるとおり、その道路の危険度、近隣に大きな工業団地があったりとか、通行量が多いような圃場に接する道路につきましては、もちろん農繁期につきましては危険度が高まります。そういったところにつきましては、そこで生産されている農家の方のご意見聞いて、看板設置等も含めて対策を講じたいと考えております。

あとは、気をつけなければならないと思っているのが、農家の方からのご意見のほか、やはり一般の住民からも、そういった何で通れないのだ、特に道の駅の入り口のところにも南側、農繁期はご遠慮くださいと書いていることに対して、令和５年度に、調べましたら１件、一般の方からの苦情もございました。それ以外に、ここ最近一般の方からも、道路に土が結構落ちていることに対して、苦情をいただいているという現状がございます。そういった中で、もちろん当課としましては農業振興でございますので、農家さんを最優先で考えたいと思うのですが、そういったご意見も一般の住民の方からもございますので、看板設置等につきましても、双方で協力できて、どっちが悪いよというように解釈されないような文言で、看板等をもし設置するようであれば検討したいと考えております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　やはり一般の人は農業のことも分からないですね。だから、なぜ土がついたまま道路に出てしまうのだと言っても、それを洗ってから道路に出るという、そんな作業ができるわけがないというのが現状でしょうから、そういうことも分かってもらうような啓蒙というか、農業とはこういうものだよというのを、できれば知らせるということも、今お米がどうとかと言っていますけれども、一般の人はお米がどのように作られるかも知らないし、８８という手間がかかってつくられているのだよというのを今の人たちは知らないと思うのです。

お米のことで、精米するのにどんなに手間がかかるかと今テレビでやっているのです。そんなのはもう、私たちにすれば当たり前のことだけれども、知らない人はそんなに大変なのだと、精米するとはそんなに大変なことなのだと驚いているくらいですから、お米を作るとはどんなに大変なことだというのを分かってもらうことも、経済産業課の仕事としても大事な仕事だと思いますので、一般住民の人と農家の人たちがちゃんと分かり合えるというか、話し合えるような、そういうような政策をや

っていっていただければと思います。よろしくお願いします。

次は、飲酒運転のことについてですが、町はしっかりと対策を取っているということですが、普通の町民が、本当に空き缶がみんなビールなのです。ジュースなんかないのです。ほとんど道路の脇を掃除すると、そこに植え込みの上にビールの缶が散らばっています。町長、どう思いますか。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　歩いてみると、ビールもあるけれども、そんなには。場所にもよりますけれども、飲んだペットボトルとかお茶とか。ビールは避けるよう、車から投げるのか。それはよくないですね。町では、朝出かけるときは飲酒チェック、また帰ってきて、また出るときもやっていますから、勤務時間に飲む人はいないでしょうけれども、公用車に乗るときは、チェックをやっていますから。だから、あとは一般の人には、本当にごみの問題ではないけれども、やはり自覚して、自分が住んでいる町を、人にあまり手間をかけさせないためにと、いうのは、やはり自分で処理することですから、そういうものも踏まえてどこかでもう少し注意喚起というか、いろんな形での自覚を促すようなことをしていけたらと思っています。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　どこの課でするかは分からないのですけれども、そういう注意喚起を、お酒は飲んだら乗らないという、飲んだ人がその缶を道路に放り投げていってしまう。どこまでモラルがない人たちなのかなと思うのですけれども、結局、飲んだ人が玉村町の道路を走っているということなのです。それについて、できれば注意喚起をしていただければ、町は飲酒運転を禁止しています、みたいな、そんな町です、みたいな広報ができればいいかなと思います。いかがでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

町では、全国交通安全運動や県民交通安全運動に合わせまして年４回、広報誌で飲酒運転のことや、そのほか交通安全について周知をしております。また、昨年の１２月６日、１２月なのですけれども、町内の飲食店１０軒に啓発品やチラシを配りまして、飲食店の利用者さんに啓発をしてもらうようお願いしました。また、この間の５月２日なのですけれども、昨年の５月６日に起きた上武国道のトラックの事故からちょうど１年ということで、こちらは伊勢崎警察署とトラック協会がメインだったのですけれども、ラッピングトラック６台が玉村宿から上武国道まで啓発の活動をするということで、そちらの出発式に立ち会わせてもらいまして、一緒に啓発のほうを行ってまいりました。

これからも、町単独もありますし、県、警察とも連携しながら、啓発活動を行っていきたいと思っております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美恵子議員。

〔８番　三友美恵子君発言〕

◇８番（三友美恵子君）　飲んだら乗らないように店舗に啓発を行っていただけるのはありがたいのですけれども、多分缶ビールはコンビニで買っているのです。コンビニには、そういう飲んだら乗らないでくださいみたいな、そういう啓発はできないのですか。コンビニは無理かな。

◇副議長（新井賢次君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　昨年につきましては飲食店でしたが、次回コンビニに啓発するということも検討していきたいと思います。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美恵子議員。

〔８番　三友美恵子君発言〕

◇８番（三友美恵子君）　ぜひコンビニにも啓発していただければと思います。

次に、緊急防犯対策機器購入費補助金、もう３人目なので、もううんざりでしょうけれども、お金ができたらではなくて、玉村町のお金でぜひ安心、安全を取り戻すためにも、８００万円というのは本当に焼け石に水のような状態でしょうけれども、それを続けることによって町の防犯意識も高まってくるでしょうし、こんな町なのだと、ここには入ってもしようがないのだというような、犯罪をする方に対しての抑止にもなってくると思うので、ぜひ自費でできることならば。待っていたのではいつになるか分かりませんので、ぜひお願いいたします。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　本当にこの前の補助金は、確かにそれ以前に商工会で非常に反応がよかったというのを聞いていたので、そんなに時間がかからないでこの補助金が使い切れるのではないかと思ったけれども、それにも増して、事業終了が非常に早かったです。

分かったことは、まだまだその声があるということですので、やはり町としても単独ででも、またもし国からそういった対応があればそれにかぶせて、一定のある程度まとまった予算で対応ができればいいかなと思っています。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美恵子議員。

〔８番　三友美恵子君発言〕

◇８番（三友美恵子君）　今回は、みんなにとって不公平感が大きかったと思うのです。申し込もうと思ったら終わってしまったみたいな、そういう不公平感が多かったので、もう一回、町は今年度中にはやるべきだと思います。

その後、もしかぶせて大きくできればそれはいいのですけれども、前回は周知がちゃんとできてい

なかったので、もう一回やりますと、今後また国からお金が出たら、もうちょっと大々的にやります、という周知をしながらもう一回やったほうが、私は町民に対しては親切だと思います。みんなそこの不公平感はすごく大きいので、町に言ってくださいと来るのです。申請できなかったと。ぜひ今年度中に１回、それでまたお金ができたらまたやると。この３００件、４００件くらいでは間に合わないでしょうから、それは徐々にやっていくのはいいのですけれども、今回の不公平感がすごく大きかったと思いますので、ぜひお願いします。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　紙の広報の果たしている役割というのは、改めて大きいなという感じがしました。本当に急いでというのならメールか何かでいいのだけれども、やはり公平に。紙の広報を読まない人だっているのだけれども、やはりそれは届けたというところでの意味というものもあるし、だから今度はそういった、全部スタートを一緒にして、新たな防犯対策機器、そういったものの事業を進めていきたいと思っています。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　ぜひ秋にもう一回お願いいたします。

続きまして、小学校の駐車場、課長さんにはいろいろ考えていただいて、やっていただいて、樹木を切るということで対策を、まずはお金のかからない対策ということで、そこから始めていただけるということで、ありがたいと思っております。プールを壊していただけるのが本当は一番いいと思いますけれども、なかなかお金がいろいろなところにかかっていますので、まずできることからということで。

あと、一番気になっているのは、玉村小学校の北のところには横断歩道があります。その前に歩道があります。歩道があって、横断歩道を渡って壁なのです。そこから、子供たちがその横断歩道を渡り切ったところで、道路に出ないと校門には入れないのです。だから、歩車分離はできていないのです。そこに子供たちが朝登校してきて、横断歩道を渡り切ったところで、ばあっと道路に出るわけです。道路に出て、それから中に入っていく。帰りもそうです。みんないい子なので、ちゃんと横断歩道を渡って、通路を通るのですけれども、その手前はどうしても道路なのです。道路のところに、本当ならばそこをそのまま突っ切って、壁を壊してもらって、入り口にしたいところなのですけれども、見に行ったらそこに電信柱が立っているのです。そのようなこともあるので、できればその道路のところの色を変えるなどして、危険地帯みたいな形で色分けしてもらうといいのかなと。

東から来る車というのはそんなに多くはないのです。来ることもあります。その車と、あとお母さんが出てくる車と、あと朝は先生が入ってくる車があるわけです。そこと子供たちが全部ごちゃまぜになるのです。今何も起きていないからいいのですけれども、これから何が起きるか分からないです。

いろんなことが起きています。あの場所を歩道にはできないですし、道路として使うしかないのですけれども。あとは、できれば、一駐車場分くらいは道路用地として、空けておいたほうがいいような気もします。あそこに端まで車が止まってしまうと、こっちから来た子供がいろいろと見づらいというところもあるのです。だから、１台分くらいはあそこを空けて、本当に子供たちの安全を確保してほしいなという気持ちがありますが、どうでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　学校教育課長。

〔学校教育課長　青木栄二君発言〕

◇学校教育課長（青木栄二君）　お答えします。

施設面での大きな工事に関するものについては、すぐにやりますという形ではお答えできないこともありますが、入り口のところで、赤くしたりとか青くしたりとかという、危険地帯だということについては、これは交通安全の通学路の安全点検の際にそれを出していただきながら、町の環境安全課としっかり協議して、早急にそういったことは対策したいなと考えています。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美恵子議員。

〔８番　三友美恵子君発言〕

◇８番（三友美恵子君）　では、町長に。プールを壊すというのはどのくらいの時期にできそうですか。できれば早くすることによって、子供たちが、それこそインクルーシブ教育とか、いろんなことを言っているわけですから、敷地がちゃんと確保できることはすごく大事なことで、お金はかかるでしょうけれども、校庭がちゃんと使えるということは子供たちにとっては大事なことだと思うので、お金には変えられないものではないのかと思いますが、どうでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　プールを撤去するのは、金額はちょっと分からないけれども、相当なものを、１，０００万円から９，０００万円くらいの間になるかと思います。いろいろなことを、今回の皆さんの一般質問を聞いただけでも、これを本気で全部やれば、財政調整基金が終わってしまうくらいですけれども、そこの中でどうやって確実に進めていくか。特に安全の問題は大事です。だから、そういう意味において、私も今回の質問で知りましたので、まずどのくらいの費用がかかるかというものを算段して、それでどういった形ができるかなというのは担当課と話し合っていきたいと思っています。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美恵子議員。

〔８番　三友美恵子君発言〕

◇８番（三友美恵子君）　しっかり対策を取っていただければと思います。

次に、図書館についてお願いします。まず、聞きたいのですけれども、新刊図書のお知らせというのは玉村町はどのように行っていますか。

◇副議長（新井賢次君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君）　お答えさせていただきます。

図書館に来ていただければ新刊コーナーという棚がありまして、そちらでご紹介しております。町のホームページから図書館のホームページに移動していただきますと、新刊を検索できるという機能がついていまして、そこで、この新刊入っているかな、と検索をしていただくと確認ができます。ただ、通販のホームページのように、今日はこの新刊が並んでいますと、表紙までは表に出していない形にはなっております。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美恵子議員。

〔８番　三友美恵子君発言〕

◇８番（三友美恵子君）　町に本屋さんがないのです。どんな本が出ているかも分からないのに、検索と言っても、検索できないかもしれないのです。できれば新刊が入ったら、どこかの場所でいいのですから、こんな新刊が入りましたという項目があったら、そこから本を借りようかなと思うかもしれないし、新聞の中で、こんな本が出ていますよ、みたいなのがいっぱいありますけれども、それが町があるかどうかを検索すればいいのかもしれないのですけれども、できれば町が、今回こんな本を入荷しましたみたいな、そんなページはつくれないでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君）　係とともに、検討させていただきます。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美恵子議員。

〔８番　三友美恵子君発言〕

◇８番（三友美恵子君）　今回、図書館のことを調べるに当たり、玉村町の図書館の未来像をＡＩに聞いてみました。ピックアップしたもので、全部書いてはいないのですけれども、そこには、住民の多様なニーズに応える施設として、今後も進化していくことが期待されると出てきました。ちょっと当たり前でしたので、具体的にと聞いてみました。たくさんの情報が出てきました。子供、子育ての世代の支援、読み聞かせ、児童コーナーの充実、学校・保育園との連携、高齢者への対応、出張貸出し、配本サービスの検討、高齢者の読み聞かせなど、ＩＣＴの活用、図書検索、予約システム、利便性の向上、電子書籍の導入などです。玉村町も予約システムなどはできています。

あと、次がＷｉ―Ｆｉ環境の整備と学習スペースの提供、調べ学習ができる環境。これも調べ学習といっても、玉村の図書館は、Ｗｉ―Ｆｉは使っておりますか。

◇副議長（新井賢次君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君）　図書館は、フリーＷｉ―Ｆｉは今のところはございません。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　１３歳から２２歳、そこの方々にとっての調べ学習ができる環境を考えると、Ｗｉ―Ｆｉが入ることによってちょっと違うかなと、そんな感じもします。

あとは、地域文化の継承と発信、地域との連携強化、公民館・学校・子育て支援施設などとの連携強化を図るといいでしょう。ここがちょっと変わっているところで、居心地のよい空間づくり、カフェコーナー、読書と交流ができるカジュアルな空間。玉村町にはない空間です。今ある図書館は、昔ながらの図書館らしい図書館で、高崎の図書館は読書コーナーとか、カフェまであったかどうだか分からないけれども、大分居心地のいい図書館ではあるかなと。この居心地のいい図書館ということに関して、玉村町は何か考えていらっしゃいますか。

◇副議長（新井賢次君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君）　お答えさせていただきます。

現在、大型の本屋などもカフェが併設されておりまして、滞在型になっているなとは思っております。当町の図書館でございますけれども、やはり複合施設の中にありますので、スペースを拡大するのは現状で難しいかなと思っております。開館して３２年たちますが、将来的には、分かりませんけれども、文化センターの改修等あれば、可能性はあるかなと思っております。

ただ、現状として玉村町は３０年、同じスペースでやっておりますけれども、よく言われるのが、本の並びがとてもきれいだと。図書のコーナー、画一的に本が並んでいるわけではなくて、手前みそですけれども、うちのスタッフに言わせますと、きれいに波を打つように、きれいに図書館の本が並んでいると。これは本当にスタッフの努力のたまものかと思いまして、分かる人には伝わっているのかなと思いますけれども、できるだけあるものを生かしつつ、この後も少しずつ手を加えながら、実は少々雨漏り等もあって、今年度直したのですけれども、すてきな図書館は維持していきたいなと思っております。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　インテリアレイアウトの見直しということで、レイアウトは今大丈夫だということだったら、よろしいかと思います。

あと、開館時間の柔軟性ということがありまして、玉村町は開館時間も少し遅くまでやっていますね。いろいろありましたが、最後のカフェコーナーと交流ができるカジュアルなスペースというのが玉村町にはないかなと思いました。町長、本当にいろんなことを言って、あれもつくれ、これもつくれということですけれども、先ほど松本議員が言っていましたように、玉村町には建物が足らないと思います。この図書館にしても、子育ての施設にしても、そういうものを複合施設として１つ建てる

必要が出てくるのではないのかなと。図書館は、今のところではもう住民のニーズに応えられるようなスペースではないと私は思っています。もっとみんなが交流できるような、本と交われるような空間づくりとか。それができないので、今私は出張貸出しとか、いろんな場所で本を貸し出してくださいよという話もしていますけれども、本当だったらそこで交流ができるような図書館づくりというのができればと思います。お金は幾らあっても足らないのだと思いますけれども、町がこれから進んでいくには、交流施設とか子供たちを育てるための支援施設とか、そういうのの複合施設を建てる必要があるのではないかと思っています。将来的にそれはどうでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　私もツタヤ書店とか紀伊國屋書店に行くと、やはり喫茶店があったり、座りながらリラックスして本を読む空間みたいのがあって、いいですね。玉村町の図書館は、私は好きなのです。やはり子供たちがゆったりできるスペースがあって、奥のほうに新聞、そして文庫が窓際にずっと並んでいて、こんなにあるのかと思うくらい。でも、本はやはり少し古くなったかなという感じがしますけれども、それでも、今いろいろな町のイベントに合わせて、図書館の係の人が特集棚を作ってくれているのです。あるものの中で、いろいろなものを活用しているなという感じがします。

今私たちが生きる社会というのは、人口減少という中での、しかし今の大きな事業に対して的確に対応しなければならないという、なかなかバランスが、見通しが悪い中での行政運営をしているところです。そういう意味で、三友議員の話も全部お聞きした上で、どういった形でやるのが町の近未来にとって適切なのかということを、結論を出していこうと思っています。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　最後にＡＩが言っているのですけれども、これは実現不可能ではありませんと書いてありました。玉村町にとって、第６次総合計画にも載っていることでありますし、これはやるべき事業ですと書いてありました。ぜひ実現していってほしいし、もしあれだったら、変えられないけれども、本や新聞読むところが固い椅子ではなくて、ソファになるとか。そのくらいの変革はできますか。

◇副議長（新井賢次君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君）　私もＡＩに相談して、検討していきたいなと思います。

◇副議長（新井賢次君）　８番三友美惠子議員。

〔８番　三友美惠子君発言〕

◇８番（三友美惠子君）　ぜひＡＩを駆使して、いい図書館づくりをやっていただきたいと思います。

ありがとうございました。終わりにいたします。

◇**副議長（新井賢次君）**　休憩いたします。再開は３時１０分といたします。

午後２時５４分休憩

午後３時１０分再開

◇**副議長（新井賢次君）**　再開します。

◇**副議長（新井賢次君）**　次に、１番羽鳥光博議員の発言を許します。

〔１番　羽鳥光博君登壇〕

◇**１番（羽鳥光博君）**　議席番号１番の羽鳥光博です。議長の許可が出ましたので、質問通告書に従いまして質問させていただきます。

３項目であります。１番目、循環型社会の構築への取組について。天ぷら油の回収リサイクルによるＳＡＦ（持続可能な航空燃料）への活用から、最近ＮＨＫのニュースでイギリスのベンチャー企業が、下水道汚泥から高効率でＳＡＦに転用リサイクルする技術を生み出した事例が取り上げられました。そこで、玉村町にある県央水質浄化センターの汚泥について、玉村町で例えば、肥料として売り出すなど、資源としての活用を検討できないか。その際、ネックとなっているのは、過去の取決めによる汚泥の町外処理が前提となっていると聞くが、その現状と、循環型社会の構築という視点から、県と連携して汚泥の資源活用に取り組む考えはあるか。

２番目に行きます。旅行者による経済効果と地域活性化についてであります。海外旅行者の経済効果が、一部観光地に集中する現状を踏まえ、玉村町として道の駅玉村宿と玉村八幡宮への観光客誘致策をどのように考えているか。具体的に、道の駅玉村宿へ宣伝効果のあるレストラン併設による団体客誘致、玉村八幡宮近傍の再開発による食べ歩き可能な環境整備、日光例幣使道の町並み整備はどうか。あわせて、地ビールや地元銘菓のアピールなどを通じた、これらの地域活性化策について、町の予算化に向けた検討状況を伺う。

３番目でございます。地域振興再開発についてです。上福島地区の土地活用として棚上げになっている７．４ヘクタールの開発促進について、玉村町として関心を持っているか。この土地に関して、これまで行われた農振除外や農地転用等の経緯について、町が把握している情報をまず、伺いたい。現在、この広大な土地の活用が進んでいない要因をどのように町は認識しているか。提案として、群馬県企業局に開発要請を行うなど、町として主体的な取組を開始する考えはあるか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇**副議長（新井賢次君）**　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇**町長（石川眞男君）**　羽鳥光博議員のご質問にお答えします。

まず初めに、循環型社会の構築への取組についてのご質問ですが、環境への配慮や、近年、顕著となっているエネルギー価格の上昇などへの対応といった面からも、循環型社会構築への取組は、より一層、重要性を増しているものと考えています。

ご質問の、上之手にある県央水質浄化センターの汚泥について、町で肥料として売り出すなど、資源としての活用を検討できないか、についてですが、県央水質浄化センターは群馬県の施設でありますので、町が直接資源として活用することはできません。

なお、県央水質浄化センターでは、発生した汚泥を濃縮、脱水して減量化した後に、町外へ搬出し、中間処理業者により、肥料や建設資材として資源化され、広く再利用されているとのことであります。

また、循環型社会の構築という視点から、群馬県と連携して汚泥の資源活用に取り組む考えはあるか、につきましては、現在、群馬県、町、調査研究委員会の３者により、汚泥の活用の可能性を含め、資源を活用した地域づくりとして、玉村町の新たな魅力をつくる水質浄化センターの実現に向けた検討を進めているところであります。

次に、旅行者による経済効果と地域活性化についてお答えします。初めに、道の駅玉村宿への外国人旅行者の観光客誘致策についてお答えします。政府観光局の発表によりますと、日本に訪れる外国人観光客は、円安の追い風もあり、今年４月には３９０万人となり、過去最高値を更新しております。このような中、群馬県においては、温泉地などをはじめとした主たる観光地への外国人観光客は、令和３年以降年々増加し、令和５年には宿泊客が３１万６，０００人となっております。

ご質問の道の駅は、道路利用者のサービス提供の場として、全国各地に開設されましたが、社会ニーズの変化に伴い、機能の多様化がより一層求められてきていることから、国では、道の駅の「第３ステージ」と題し、「地方創生・観光を加速する拠点」を新たなコンセプトとして打ち出しております。第３ステージでは、防災機能の強化をはじめ、道の駅の世界ブランド化も盛り込まれており、また前述しましたとおり、県内においても外国人観光客は年々増加傾向にありますので、インバウンド対応につきましても、今後検討する必要があると考えます。

ご提案いただきましたレストランの併設でございますが、道の駅内の敷地は、県の道路用地も含んでおり、使用に当たっては占用許可を得ておりますので、現状では新たな建物を敷地内に建設することは難しいと考えております。今後のインバウンド対応でございますが、国土交通省が発表した、２０２３年訪日外国人流動データによりますと、外国人旅行者の国内での移動手段は、鉄道による移動が約６５％、バスでの移動が約２１％、レンタカーでの移動が約４％となっており、移動手段のほとんどが公共交通に頼る状況です。この状況を踏まえますと、道の駅玉村宿へは、必然的に自動車での来場のみとなることから、効率的な誘客施策として考えられるのは、東京などから発着する団体バスツアーなどの誘致が挙げられます。ただし、受入れ側としましても、通訳などの多言語サービスをはじめ、サイン看板、異国文化・宗教に応じたメニュー開発など、多種多様なサービスに対応できる環境づくりが必要となってまいります。

このようにインバウンド対応に当たっては、クリアすべき多くの検討課題もございますので、まずは、来場者の満足度を高めるべく、利便性とサービスの向上を最優先とし、インバウンドへの可能性につきましては、県内へ訪れる、外国人観光客の今後の動向を注視しながら、地域経済への効果も含めて今後研究していきたいと考えております。

また、玉村八幡宮近傍の再開発による環境整備、日光例幣使道の町並み整備につきましては、現在玉村八幡宮では各種様々なイベントを実施したり、玉村八幡宮近くの和菓子屋がメディアに取り上げられたこともあり、玉村八幡宮及びその周辺には多くの方が訪れ、にぎわいを見せております。玉村八幡宮近傍や日光例幣使道には、町重要文化財や重要文化財の候補になり得るような歴史資産もございますので、そういった歴史資産を活用する国の補助メニューもありますが、町も多額の費用を負担しなければならないため、まずはインバウンドへの可能性も含めて、誘客やＰＲなどにつながるソフト対策から検討を行いたいと考えております。

最後に、地域振興再開発についてお答えします。ご質問にあります上福島地区の約７．４ヘクタールの農地につきましては、北関東自動車道前橋南インターチェンジから近く、流通系土地利用の需要が高いと考えられることから、都市計画マスタープランにおいて産業構想拠点に位置づけられている地区となります。

この農地におけるこれまでの農振除外などの経緯についてお答えしますと、平成４年７月に民間企業が物流倉庫で利用するという目的で農振除外の申出があり、平成１０年９月に農振除外されております。しかしながら、農振除外の申出から認められるまでに６年ほどが経過し、その間、経済状況の悪化が進み、また、開発に係る関係法令の改正が行われたことで、民間企業の開発意向が消極的となってしまい、別の企業からの打診もありましたが、開発には至りませんでした。その後、上福島も含めて、町全体で開発に至っていない白地農地については、青地編入していく方針を確認し、関係機関との協議や縦覧など事務手続を進め、平成２９年１２月に農振青地に編入して現在に至っています。

次に、この農地の開発についてですが、市街化区域への編入基準に照らし合わせた場合、本地区を市街化区域に編入することは困難であることから、現在、民間開発に期待している状況となっています。これは、県の開発審査会提案基準の１つである、特定流通業務施設による開発で、物流業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する認定総合効率化計画に記載された施設が開発許可の対象となるものです。これについては、これまでも何度か基準改正が行われていますが、その都度この地区が対象となるよう県と協議を行ってきております。

また、この農地については、これまでに開発意向のある企業からの相談を多数受け、地区の状況を説明してきておりますが、実際に開発に結びつくまでには至っておりません。これは、進出意向企業の開発内容が、開発審査会提案基準の１つである、特定流通業務施設の開発基準に満たないことが要因ではないかと考えられます。町としては、都市計画マスタープランの実現、雇用機会の確保、財政の健全化、ひいては地域振興の活性化となるよう、今後も開発促進について支援していきたいと考え

ております。

なお、群馬県企業局が開発を行う場合も、まずは市街化区域への編入が必要となってしまうことから、現時点では、群馬県開発審査会提案基準に合致する民間開発に期待する状況となっております。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　自席から第２質問をさせていただきます。

初めの、循環型社会の構築への取組についてでございます。県央水質浄化センターに、私も５月連休明けに行ってまいりまして、いろいろお話を聞いてまいりましたが、職員が言うには、毎日産業廃棄物として、下水汚泥を数台の、かなりの台数のトラックが町外処理をしているということで、安定的な処理をしていただくということが一番大切なことで、その先はセメントの路盤材、あるいは肥料等で活用されているという中で､やはり昭和の頃の県の中央下水処理場を玉村町が受け入れたときに、いろいろな問題点がありまして、課題もあり、それをクリアして今日に至っているという経緯は薄々は承知しておりますけれども、やはりもう今は令和な時代なものですから、県外の他市町村の状況等を聞きますと、下水汚泥を再資源化して、自治体が肥料として売ったり、セメント会社へ資源として売ったりとかということで、産廃費を払って処分していただいてコストをかけているということでなくて、これは県の施設ですから、県庁に言うのが筋合いかと思いますけれども、町はそういった過去の経緯もあって受け入れて、それを監視機構等もあって年１回、水質基準等のデータを説明を受けてチェックしているわけですから、未来ある発展ということの中で、循環型社会構築という視点から言えば、町長のご答弁にありましたように、群馬県、町、調査研究委員会の３者による汚泥の活用の可能性を含め、資源を活用した地域づくりとして、玉村町の新たな魅力をつくる水質浄化センターの実現に向けた検討を進めているところであるということですから、もっと具体的に、どのように検討を進めているのか、まず１つお答え願いたいと思います。

その前提として、制約となっている過去の取決めはどのようなものか、まずそこを教えていただきたいと思います。

◇副議長（新井賢次君）　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君）　お答えいたします。

県央水質浄化センター建設当時からの取決めのうち、汚泥の資源化に関係するものといたしましては、昭和５５年１２月１９日に交わされた覚書において、汚泥については一切玉村町及び処理場予定地内において処分しないとの確認がなされているほか、昭和６０年の１１月１９日に締結した公害防止協定第３条第３項において、群馬県は玉村町及び関連市町村の協力を得て、下水汚泥の有効利用技術の開発、その他の有効利用の促進に努めるものとするなどの定めがあるということです。下水道汚泥の資源活用につきましては、そうした建設当時に取り決められた事項、あるいは公害防止の観点も

踏まえて、慎重に県、町、調査研究委員会の３者で、今後町にとってどのような方向性で循環型社会の構築に向けて資源の活用していったらよいかということを、町民の理解を得ながら考えていかなければならないとは思っております。

そうした中で、３者でいろいろ考えているわけなのですけれども、いろいろ過去も検討を重ねる中で、例えば汚泥から出るガスを活用した消化ガス発電設備ですとか、処理水、再生水を活用した魚の養殖ですとか、余剰地ですとか、汚泥処理施設の上を活用した太陽光発電設備など、循環型社会への取組として様々な技術がありますので、こういった玉村町にとって何がベストなのか、いろいろ考えていく必要があると思っております。

しかしながら、これは住民合意が必要となりますので、調査研究委員の皆様の理解も必要ですし、また課題の１つとして、関係１０市町村に費用負担を求めていかなければならないようなことにもなりますので、そういったことも含めながら、今後群馬県、玉村町、調査研究委員会の皆様、あとは関係市町村の理解も得ながら考えていきたいと思っております。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　今の企画課長の説明につきましては、もう少し突っ込んで聞きたいのですけれども、その前に基本的な下水の処理の流れというのを上下水道課長さんにお聞きしますけれども、流域下水は群馬県、公共下水は玉村町、大きく分けてこのような捉え方で、実際に玉村町で家庭から公共道路に埋設されている管につないで、その汚水はどのようにして水質浄化センターに流れて、そこはどこから処理した後、水が川に放流されるのか、基本的なところをかいつまんで説明していただきたいと思います。

◇副議長（新井賢次君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　お答えいたします。

それでは、まず家庭から出る水からです。こちら、通常使用されています水が、まず公共下水道、いわゆる町が設置した下水道の管を流れていきます。そちらは、最終的に県央浄化センターまで行き着くわけですけれども、やはり下水道は自然勾配を基本としておりますので、どうしてもところどころ、一旦ポンプアップをしなければいけないというところがございます。町には、今マンホールポンプといいまして、ポンプアップする箇所が１１か所ございます。そういったところからポンプアップしたものが、流域下水道管、そちらに町が集めた公共下水道の管が接続する点、これが４か所あります。そちらを接続点といっております。そちらについては、県のほうが流量ですとか水質ですとか、そういったものを監視しているところでもございます。

その流域管に入ったものが、全て県央浄化センターに行き着くわけですけれども、１０か所ある下水道を使用している市町村につきましては、直接その管に入れる場合と、それがいろんなところから

集まりまして、渋川方面、それから前の宮城村方面、それから富岡方面、そういったものが北ポンプ場ですとか南ポンプ場ですとか、渋川幹線を通りまして、その３か所が流域下水道に入ります。そちらでは、通常行われています浄化、まずはいろんなごみを取り除く沈殿を行いまして、その後にいろいろな生物を使って浄化していくというところで、その沈殿させたもの、それから浄化させた過程で出る汚泥、これが下水汚泥と言われています。

その処理が終わった後に放流されますのが、現在小泉地区に流れております放流渠、約３メートルくらいの直径の管を通じまして利根川のほうに流れると。この水につきましては、やはり循環型ということで、下流におきましては取水口から採水されまして、これがまた水道水になっていくというような過程です。

ですので、そちらの処理場で私が確認できていますのは、そういった水と汚泥を分離する。先ほど関根課長からあったとおり、当時の約束で焼却については行っておりません。それですので、循環型としてそのガスを使うというようなことはできませんけれども､そういった方法を使って使えるもの、それから再生するものというような振り分けを流域のほうでやっているというような認識でおります。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　もっと基本的なことをお聞きしますけれども、私の家も東側の下水道管につないでおりまして､基本的にその中に流れるものは台所の水とお風呂の水と､それからおトイレの水、水道の水だけであって、雨水は、町が設置している３面コンクリの側溝に流れるという基本的な認識でよろしいですか。

◇副議長（新井賢次君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　お答えいたします。

羽鳥議員のおっしゃるとおりです。玉村町を含めました、先ほど申し上げた流域下水道、こちらにつきましては分流式ということで、雨水を入れません。そうしますと、かなり管の大きさが必要であったりしますので、基本的に分流式でありますので、玉村町の下水道の処理は家庭から出る先ほどの雑排水です。雨樋からですとか外流しですとか、そういった雨水が入り込むようなところは接続はしないでくださいということで分離しております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　それでは、企画課長が利活用について幾つか、３つくらい、このようなことを研究すれば、下水汚泥も利活用できるのではないのかというようなこと、ただし、１０市町村の許可等も、負担いただいているので、必要かと言われましたけれども、上下水道課長はそういうご答弁

を聞いて、自分なりに、町としての立場で何かほかに、下水汚泥について、直接担当課として事業を執行されているわけですから、専門的な観点から、取決めとかルールはあるのでしょうけれども、玉村町が未来に向けて研究する材料として何かありますか。

◇副議長（新井賢次君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　実は、私も昨年度、調査研究委員会ということで、水質浄化センターで行われました会議に出席させていただきました。

その中で先ほど関根課長が話された再生水、処理水の利用ですとか、下水道汚泥の利用、または空き地の利用ということで、今ある施設、または副産物、資源に置き換えて、決して下水道の水は無駄なものではないというような考えが非常に示されました。ですので、やはり水ということでありますと、かなり大きな課題が今水道、下水道とあります。ですので、そういった大きなボリュームのものをいかに有効利用するかというのは、これは下水にとっても非常に重要ですし、上下水道課長としましては水道についてもそのとおりだと思います。

ですので、いろいろな費用を充てても行っていく環境保全ですとか水質保全、これについては町のほうから直接県のほうに依頼することはございませんが、県のほうからそういった考えとかが示されれば、当然町、上下水道課にとっても、これからいろいろな費用の運営的なものを含めますと、多くの水を処理していただくような方法を推奨したいと考えております。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　では、企画課長にお尋ねいたします。

過去のルールと、それから今上下水道課長が調査研究委員会のお話をされた中で、取組として、過去からの現状維持の水質のチェックとかということでなくて、資源としてどう有効活用していくかということは、循環型社会を構築する上で、玉村町として未来に向かって取り組む必要性があるかと思いますので、主体性を強めて、町当局として、県にそういう資源活用という点で、会議等の中で意見を言っていく主体性の部分というのは、どのくらい発揮できるのですか。

◇副議長（新井賢次君）　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君）　先ほどそういった環境保全の観点から、そういった取組もできるのではないかという、そういう話もあるのですけれども、そもそもの前提として、過去の取決めの中で、玉村町及び処理場予定地内において処分ができないという､汚泥の処分ができないという点については、先ほど申し上げた汚泥から出るガスを使った消化ガス発電設備とかという話になると、場内で処理するという話になりますので、その前提としてはやはり住民合意が必要なものとなりますので、その辺りの難しさがあって、過去の担当者からずっと課題となっているわけであります。

そういった中で、住民合意を得るために県と町、調査研究委員会の中で、３者でいろいろと研究を重ねて、こういったものならいいのではないかというような施設が出てきたときに、初めて住民合意ができると思いますので、そもそもの前提として、そういった中でどういった施設が玉村町にとってベストかというのを考えながら決めなければならないと考えております。そういった意味においては、こんなことがいいのではないかというような提案は、町としてもしていけるとは思いますので、今後、３者の中で研究していければと考えております。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　１番目の質問につきましてはこれで終わりにさせていただきますけれども、私も２年間、コロナで会議が中止になったりして、データ集だけ頂いたことで参加、あるいは１回、県の説明を、機構の件ですか、受けましたけれども、やはり水質のデータの数値のチェックとか、それの許容点だとか、流量だとか、そういうデータのことは専門的な計測の結果ですから、説明を受けるだけなのですけれども、こういう資源活用という観点からも、そういう研究会の中で今後取り組まれたほうがよろしいのではないかなと考えますので、よろしくお願いいたします。

２番目の、旅行者による経済効果と地域活性化についてお伺いいたします。本日の新聞でしたか、外国人が出国する際に１，０００円の出国税を払うのですけれども、その額が令和６年度は約４８１億円と、過去最高額を記録したということで、コロナも明けていよいよ復活基調に来たということで、政府としては来年この１，０００円の額を上げるということに、本腰を入れて取り組んでいきたいということで、私とすると、インバウンドによってたくさんの外国人が来ていただいて、日本で消費、買物をして、経済を潤していただくという点は非常に効果がある。また、出国税も払っていただけるという点で効果はあるかと思いますけれども、やはり狭い角度の中で、一点集中型の外国人のインバウンドというようなことですと、ごみ処理とか、トラブルとか、交通事故のこととか、いろいろな問題があります。だから、やはり新聞の論調を見ていますと、少し抑制基調を考えながらやりたいというようなことも書いてありました。なので、国の流れとすると、そういういい方向と、それからやはりそこに抱える問題点があるのかなということで把握しているところです。

翻ってみて玉村町においては、群馬県全体の数値を、先ほど令和５年には宿泊客が３１万６，０００人となっているなど、いろいろと書いてありました。道の駅の利活用を考えたときに、私は玉村町の西の玄関口として、今後ますます開発を促進していただきたいと思っておりまして、高速道路から降りて２時間は降りたことにならなくてまた乗っていけるというようなことで、ちゃんと関越自動車道に立て看板も出ているくらいなところですから、やはり道の駅の有効活用策について本腰を入れて取り組んでいただきたいと思っております。関越の側道の西側は、今後高崎市が中心になっていろんな開発行為が行われて、側道を渡って東側に来ると、もう火も消えたようになっているような状況というのは非常に嘆かわしい状態である。そのようなことであってはいけないと思うし、やは

り道の駅の有効活用策を、県の道路用地を含んでいるから占用許可を得ているので、建物を建設することは難しいとか、いろいろなことを言っていましたけれども、やはり今のままで有効な手段が打てないということでなくて、もう少し工夫をしていただいた上で、インバウンドの草津や伊香保や、いろいろなところに向かう旅行者、あるいは日本人の国内旅行者に、あそこに観光バスが止まって、消費していただく。それには、やはり今のままでは観光バスは止まっていただけませんから、レストランというようなこと言ったのですけれども、もう少し、否定的な捉え方でなくて、何とか有効活用する方策をご答弁の中でいただければありがたいのですけれども、そういった点でもう少し、利活用するという意味でどうでしょうか。はとバスが来て止まるとか、グリーンツーリズムのバスが来て止まるとか、どうでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　ご質問についてお答えいたします。

確かに議員さんがおっしゃるとおり、高崎市側につきましては、ベターデイズという５．５ヘクタールを超えるような大規模な複合商業施設の計画が進んでいるかと思います。そのことによりまして、この全体的なスマートインター周辺エリアにつきましては、道の駅も含めまして盛り上がるエリア、今後未来的にはそういったエリアになってくるかと思います。そういった中で、道の駅玉村宿につきましても、そのエリアの中で、高崎市側にできる大型施設と共存できる、共有できる、そういった施策は必要になってくるかと思います。

そういった中でまず必要となってくるのが、高崎市側の形態との差別化でございます。これは、道の駅としての特徴性を最大限に生かしながら、高崎市側にできる大型施設との、共同的な盛り上がりを見据えた運営方法の模索が必要になってくるかと思います。

道の駅自体も、先ほどの答弁にございましたとおり、政府のほうでは現在第３ステージと呼ばれている状況です。第１ステージが、道路休憩施設、第２ステージが目的地への発展、それから第３ステージはさらなる発展ということで、その中で３本柱としまして、防災の強化と地域センターとしての拡充、それからもう一つとしては、道の駅のいわゆる世界化というところを目標に掲げております。これにつきましては、政府として、道の駅というのが日本特有の地域振興施設というところも視野に入れまして、今後はインバウンドの受入先としても発展させようという思惑もございます。

道の駅玉村宿につきましても、最近群馬県もインバウンド事業がかなり増えている状況でございますので、そういった中での波に乗りながら、道の駅自体も、インバウンドも視野に入れた今後の発展や検討が必要になってくるかと考えています。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇**１番（羽鳥光博君）**　私、この２番目の質問をつくってお渡ししたときに、インバウンドの、「海外旅行者の経済効果が一部観光地に集中する現状を踏まえ、玉村町として道の駅玉村宿と玉村八幡宮への観光客誘致策をどのように考えているか」ということで、外国人は一例として挙げただけであって、外国人と、日本人の国内旅行者なものですから、外国人の方につきましては、鉄道による移動が６５％で、バスが２１％、レンタカー移動は４％、ほとんどが公共交通機関だから、やはり車での移動を考えなければいけないから、もっとその辺を考えなければいけないというようなご答弁だったのですけれども、私の質問の趣旨として、日本人観光客についてもお聞きしたかったのですけれども、そこをお答え願えますか。

◇**副議長（新井賢次君）**　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇**経済産業課長（平野敏行君）**　申し訳ございません。私も、外国人観光客というのが全てにかかってくるかと思いまして、内容としてインバウンドに対する施策的なものを考えておりました。大変恐縮で、申し訳ございません。

もちろん日本人の観光客につきましても、これから道の駅の需要促進に向けては誘客が必要になってくるかと思います。その誘客の手法としましては、先ほどおっしゃられましたとおり、募集企画型の団体ツアー、これも方法の１つであるかと思います。ただ、近年、各観光地でいろいろな事業を行っております、主要たる観光協会さんにお話を聞いたところによりますと、最近、コロナ以降は団体客から個人客のほうに、いわゆる旅行形態がシフトチェンジしているという回答を、各温泉地の協会さんからいただいております。そういった状況も踏まえまして、各温泉施設につきましても、コロナの影響もございまして、宴会場を個室のお風呂に変えるなど、個室にリニューアルしているというお話もいただいております。そういった中で、個人観光客の誘致につきましても、ここ最近はＦＩＴ旅行ということで、どこに寄るかなど、そういった個人が主として時間等をスケジューリングするような旅行、パッケージではなく、そういった旅行に大分シフトチェンジしているという状況があるみたいです。

この要因としましては、ＳＮＳが情報取得源の主流となっているところも要因にあるようです。そういった中で、道の駅玉村宿につきましても、まずいわゆる情報施策、そういったことによって少しでも個人客に拡散するとともに、もちろん今までどおり旅行エージェントさんのほうにも１つの旅行素材として売り込みをかけ､団体数はもとより個人客の誘客にも努力していきたいと考えております。

以上です。

◇**副議長（新井賢次君）**　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇**企画課長（関根伸行君）**　企画課で、玉村町の魅力発信機構を所管しているのですけれども、魅力発信機構も今年で５年目を迎えて、いろいろと自主事業に取り組んでいるところなのですけれども、

例えば個人や団体の旅行客の誘客事業として、昨年度末に、プチ肉のワンダーランド玉村周遊の旅モニターツアーを開催していただきまして、東京圏から個人客等、またメディア関連の方を招待しながら旅行を企画していただきました。

さきの肉とバラの祭典でも、せっかくある町の食肉学校ですとか、食肉市場の肉を、町の特産品としてブランド化していきたい、売り込んでいきたいということで開催したのですけれども、食肉学校さんの見学をしたりとか、町内のいろいろな観光巡りをしながら、その中で道の駅玉村宿にも寄っていただいて、いろいろと町の特産品等も買っていただいたりとか、そういったことをさせていただいております。

参加いただいた旅行会社さんですとか、旅行関係のメディアの皆様から、いろいろアドバイスをいただいたということですので、今後は商品として旅行会社へ売り込めるよう、ブラッシュアップしていきたいというような話もございますので、そういったところで、魅力発信機構にも町の魅力の発信として、今後活躍を期待しているところでございます。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　玉村八幡宮一宮でもって、あれだけにぎやかさを醸し出して、お正月や七五三のときとかにお参りする方々が大変多くなったことで、やればできるというように考えますと、やはり町もいろいろと支援して、町並み整備を図ってきたと思うのです。そのようなことを、八幡様の鳥居のところの部分、それから出たところの街道整備とか、やはり生かせる資源があの辺の近傍の再開発によって、日光例幣使道の町並み整備ももっともっと進めていただきたい。はとバスが東京から来て、軍配山古墳とかに行ってお菓子屋さんに寄ったりして、それから八幡様に寄って、あの辺の町並みを少し整備していただいて、お店が建つようなハード面の整備をしていただいて、それで道の駅に寄っていただいて、関越から乗って、伊香保とか草津とか行っていただくとかということで、多少はハード面の整備も必要だと思うのです。大変なお金がかかるので、今回は取りあえずソフト対策から行っていきたいということでしたが、はとバスさんが、過去麦秋の郷を見に来て、通過したかもしれませんけれども、来た経緯があると聞いています。そういう試みを具体的にやってみたらいかがですか。まず先ほど言いましたハード面の整備は無理ですか。

◇副議長（新井賢次君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　ご質問にお答えいたします。

ハード面につきましては、いろいろと財政投資等もございますので、これはまた改めて、どんな施策が有効なのかも含めまして検討したいと思います。

あと、はとバスにつきましては、大変恐縮なのですが、実は私がぐんまちゃんちに出向していたと

きに、当時はとバス担当ということで、はとバスさんに毎月のように営業をかけておりました。そういった中で、私も玉村町から出向しているということもございまして、はとバスの企画部の方にいろいろと玉村町のネタを提供し、ただ玉村町のネタだけではかなり弱くて、当初は門前払いという状況もございました。そういった中で、例えば伊香保温泉と、いわゆるメインは伊香保にして、脇役で道の駅玉村宿、そういった形で、サブの中に道の駅を取り込んだりしたことによって、ようやくはとバスさんがツアーを造成してくれた記憶がございます。

麦秋の郷につきましては、東武トップツアーズという、また違う旅行会社さんで造成していただきました。私が感じたはとバスさんの特徴としますと、やはり旅行エージェントさんの中でもバスツアーに限ってはトップクラスであり、皆さんがはとバスのツアーをモデルとして、様々なツアー造成に持っていくという流れが業界にはございました。そういった中で、はとバスさんにつきましては、まず、はとバス限定というツアーが大好きです。例えば道の駅につきましても、そのときにあったのが、はとバス限定ぐんまちゃんバーガーというのをメニューとして加えさせていただきました。そういった、はとバスさん限定というものを、何か受入先のほうで組み込んで、はとバスは別格なのだよ、特別なのだよというものをツアー造成の中に組み込むとかなり受けがよかったような気がします。

その後も、はとバスさんとお付き合いできることになりまして、フレッシュベリーのイチゴ狩り体験などもツアーに加えてくれたのですが、コロナになりまして、その後募集しても応募が来ないということで、全て企画が中止になったということで、それ以降は、はとバスさんとのツアーに係るお付き合いは現在なくなっている状況です。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　ぜひ東武トップツアーズでもはとバスでもどこでもいいのですけれども、今言ったようなハード面の整備は、財政投融資とかいろんな資金がかかるので、かなりハードルが高いというようなことでしたけれども、ぜひ企画課の魅力発信機構にも、そういった大きな首都圏からの大型観光バスツアーを、玉村町が通過されることなく寄っていただけるような仕組みを試みていっていただきたいと思います。

それでは、３番目の、地域振興再開発についての質問をさせていただきますけれども、このことについては宇津木議員が何度か質問されたのを、議会だより等の過去の資料で見ておりまして、私も今回、こういった地権者の方々からのお話もあったものですから、質問させていただきますけれども、私も写真を撮ったり、いろいろと現地へ行ってきますと、福島橋を渡って前橋方面に左に曲がりまして、前橋玉村線のところにセブンイレブンが新たに建ちました。そこから西に向かった広大な７．４ヘクタールの水田と畑、農地が手つかずで、あれだけの広い面積が、もう３分の２くらいは牧草地のような形で、一部道路の端に麦が作付されていて、これから刈り取られて水田になるのかなと思うので

すけれども、これがお話を聞いていますと、平成４年ですか、倉庫業者の方が手をつけて、農振が一旦除外になったけれども、次の国の許可が下りず、また景気が悪化して頓挫してしまった。その後何社か来たけれども、そこもうまくいかなくて、最終的には農振の青地から白地に、農振除外地まで行ったけれども、いろいろお話聞いていますと、農地の確保ということで、面積確保ということで、また農振農用地の青地になったという変遷をたどっていて、地権者とすると３６人ほど、もう少し前後でしょうか、どうにもならない土地で宙に浮いてしまったままなのです。ですから、幸い土地自体は、抵当権とか所有権とか契約上の制約がない土地のようですので、いろんな法律とか手だてを使って町も応援をして、バックアップしていただきたいのです。議会だよりを見ていますと、今の副町長さんの前の古橋副町長さんが答えていた内容を見ますと、県としても、町としても、事業者がまとまってめどがつけば、県に働きかけるなりして応援をしていきたい、支援をしていきたいということなのです。実際のところ、いろいろな変遷をたどってきましたけれども、あそこがあのまま置かれている状況は、私も町にとって、農地なら農地でもいいし、畑地なら畑地でもいいのですけれども、このような変遷をたどった土地が、平成４年からずっと今生き続けて、セブンイレブンができただけなのですけれども、もう何とかしなければいけないと思いますし、地権者もそういう思いでおります。町長が答弁してくれましたけれども、もう一回、そういった思いにどう応えるかを、町長でも副町長でもいいのですけれども、どのようにお考えになっていますか。当分の間、手をつけないで遠目に見ていますか。もう一度お答え願えますか。どうですか、副町長。

◇副議長（新井賢次君）　副町長。

〔副町長　萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君）　お答えしたいと思います。

上福島の開発につきましては、もう長年いろいろな議員さんからもご質問いただいておりますけれども、現状ですと、やはり民間の開発を待つしかないという状況ですので、そういった企業が出てまいりましたら、町としても積極的に応援していきたいと考えております。現状は、これ以上はできないという状況ですので、ご了承いただきたいと思います。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　農地法による農振除外と、都市計画法の開発許可の２つをクリアしていかないと前に進まないというような、非常に足かせの多い、ハードルの高い開発の手続があり、監督官庁も町にも県にも入ってきている。面積要件によっては農水省も入るのでしょうけれども、そういう基準的に、さっきお答えになった中で、県の開発審査会の基準が改正されて現に至るということで、ハードルが上がったというような言い方をされていましたけれども、具体的にどういうふうなことですか。

◇副議長（新井賢次君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

平成４年７月の時点では、開発審査会の基準の中に、その当時はできるという基準があったのですが、その後改正がありまして、現在ですと、町長の答弁にもありましたように、特定流通業務施設というものでないとあちらの開発は難しいと。町も流通系の土地利用の需要は高いと考えているものですから、マスタープランには産業構想拠点として位置づけてはいるのですが、市街化区域に編入するにしましても、東側のところが住居系の用途になっていまして、住居系の用途から工業系をにじみ出すことができない。また、飛び地で開発するとしましても、インターに近いということを含めても２０ヘクタール以上が必要ということがありまして、市街化区域にも入れることがなかなか難しいという状況となっています。今現在とすると、そちらの特定流通業務施設という開発審査会の提案基準、こちらのほうでやるしか方法がないような状況でございます。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　市街化調整区域に編入しなくても開発できる法律があるということで、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づいて、開発審査基準が改定されましたので、市街化区域に編入しなくても、この法律に基づく審査基準をパスすれば、あの土地が２０ヘクタールはないのですけれども、７．４ヘクタールですけれども、一定の施設整備、先ほど流通とか運輸とかというお話をされましたけれども、そのような事業者が出てきて、町としても応援できるという、そのような捉え方でよろしいですか。

◇副議長（新井賢次君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

今羽鳥議員がおっしゃったものが特定流通業務施設というもので、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、物流総合効率化法と呼ばれているのですけれども、そちらのほうに合致すれば、県の開発審査会の提案基準をクリアできるというものになっております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　そうすると、あの７．４ヘクタールの土地を今後未利用地、開発予定地として、玉村町の発展のために、地域振興のために利活用していくためには、物流総合効率化法に基づく手続以外の方策は一切ないということでしょうか。セブンイレブンはたまたまあの場所に建てられたのですか。

◇副議長（新井賢次君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

７．４ヘクタールを大きく開発しようとしますと、先ほどの特定流通業務施設ということで、面積５ヘクタール未満であることという要件はあるのですが、そういった方法くらいしかありません。セブンイレブンは、また別の開発要件でやっている形となります。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　では、高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地の１９．７ヘクタールが、町から県の企業局に要請して、工業団地、製造業を誘致するための団地として、県で現在７区画が一部稼働中、一部選定中ということで動いていますけれども、あのような方式でもって、ここをまとめて県の企業局に町から、地権者は地権者会がまだありますから一体となって応援をして、県の企業局に開発行為をお願いしたいというような取組は法律的にできるのでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

高崎玉村スマートインターチェンジ北地区工業団地につきましては、県の企業局で分譲のほうをお願いしたわけではございますが、あちらもまずは玉村町で、市街化区域に編入して、その後分譲をお願いしたというものでございます。したがいまして、上福島の７．４ヘクタールのほうも企業局がやるとすれば、まず市街化区域に編入しなければできないと。ただ、市街化区域編入自体が困難であるということなので、企業局にお願いすることはできないような状況でございます。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　しつこいようですけれども、実際地権者３６名が土地を持っていて、固定資産税を払って、作物の作付もできないような未活用利用地が多いものですから、本当に道路の端の二毛作をやっている農地だけなものですから、このまま未来永劫あのままの状態が続くというようなことは不幸なことかなと思いますので、具体的にできる手段はこうだということをお考えいただいて、やっていただける方に提案する。聞いていますと、民間開発１択しかないのだというようなことなのですけれども、民間開発も、今まで話を聞いていますと２社、３社来て、みんな頓挫していて開発できないというようなことで宙に浮いているわけですから、そのような町としての取組は、民有地だから公共用地ではないし、町としても買う予定もないから、このまま静観かね、ということでなくて、その辺の積極性というのは、担当課長、地権者と相まって何とか法律の隙間とか、附則など許される

部分を取ってきて、開発行為ができないのでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　原田英樹君発言〕

◇都市建設課長（原田英樹君）　お答えいたします。

沿道サービスとして、先ほどのコンビニエンスストアなどであればできるのですけれども、そうすると、道路沿いの土地だけ全部埋まってしまって、その奥が使えないということがございます。あちらについては、地権者の皆さんが、大きく７．４ヘクタールがどうにかなるようにということで、今まで希望されてきたのだと思います。そういった中で考えますと、現在方策としますと、何度も申し上げている県の開発審査基準の特定流通業務施設、７．４ヘクタールをうまく生かして開発するとしたらこれくらいしか現在はない状況です。

あとは、いろいろな業者さんが何回も相談にお見えになっています。その都度町としましては、いろいろな情報提供をしたりとか、協力できることがあればというようなお話はさせていただいているのですけれども、その後業者さんが来なくなってしまったりとか。なので、物流総合効率化法のほうが、まずは現在いろいろなところに点在している倉庫などをまとめて拠点化して、そこに集約をして効率化を図るというようなものですけれども、その辺の業者間のやり取りというのが結構難しいのかなとは考えている状況でございます。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　１番羽鳥光博議員。

〔１番　羽鳥光博君発言〕

◇１番（羽鳥光博君）　特定流通業務施設１択しかないと。幸い地権者会がありまして、ただこれが５年、１０年、もっと短い期間かもしれませんけれども、相続が発生していきますとどんどん枝分かれしていって、まとまりも弱くなっていきますから、やはり特定流通業務施設１択だとすれば、町へ来訪した業者の方とか地権者の会の方々とか、いろいろな点で地域振興が促進されるように、町としても応援をしていただきたいと思いますけれども、町長、一言ひとつよろしくお願いいたします。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　この土地の最初の農振除外から、農振が許可になるまでの年数、そのときのことから経緯は私も一緒に見ているのです。それで、途中で障害が起きてできなくなってしまって、そうしたら権利関係もいろいろあって、せっかく農振除外されたものを青地に戻すことがいいのだという、複雑な状況なってしまったのです。それで、いざ今度青地に戻せばこういう状況ですので、単純な話ではない。だから、もう代替わりしているのです。上陽振興のそこに宇津木治宣議員が入っていて、いろいろまとめて、何回も町としていろんな業者の方、私も何社か知っていますけれども、やはりつまずいてしまうのです。だから、非常に大事な地域だと思っていますので、事務所の方々も何

人か知っていますから、何とか進められる方向ではしたいとは思っていますけれども、努力します。

◇

○散　　会

◇**副議長（新井賢次君）**　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日４日は、午前９時までに議場にご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後４時１１分散会